

季刊

労働総研

ウォータリー

1993年夏季号

●国際的視野から見た今日の政治状況

増島 宏

特集 東アジア経済と日本の労働者

今日におけるアジアと日本

佐々木隆爾

ベトナム・カンボジアの最近の情勢をめぐって

吉田 元夫

日本企業の海外進出と日本の労働者

大林 弘道

アジア労働者との連帯

原 嘉彦

国際・国内動向

ベヴァリッジ50周年社会保障国際会議に出席して

岩田 正美

「タクシーのありかたを考える国際シンポジウム」を

桜井 徹

ふりかえって

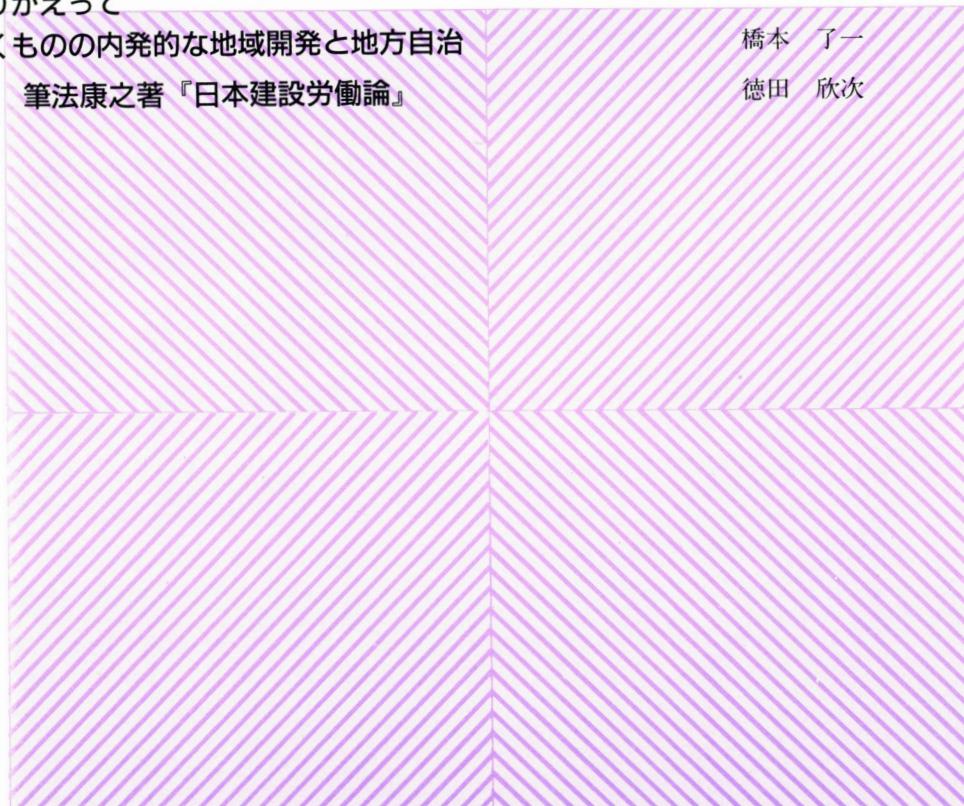
働くものの内発的な地域開発と地方自治

橋本 了一

書評 筆法康之著『日本建設労働論』

徳田 欣次

No.11





労働総研クオータリー

第11号（1993年夏季号）

——— 目 次 ———

- 国際的視野から見た今日の政治状況……………増島 宏 2

特集・東アジア経済と日本の労働者

■ 今日におけるアジアと日本	佐々木隆爾	8
— 天皇訪中から南沙諸島での対決へ —		
■ ベトナム・カンボジアの最近の情勢をめぐって	古田 元夫	16
■ 日本企業の海外進出と日本の労働者	大林 弘道	21
■ アジア労働者との連帯	原 嘉彦	26

國際・國內動向

- ベヴァリッジ50周年社会保障国際会議に出席して 岩田 正美 31
- 「タクシーのありかたを考える国際シンポジウム」をふりかえって・桜井 徹 34
— 規制緩和の問題点とあるべき規制改革に関する論点 —
- 働くものの内発的な地域開発と地方自治 橋本 了一 38
— 「四国まつり」の経験に学ぶ —

プロジェクト
研究部会報告

●「日本の労使関係プロジェクト」……………木元進一郎 41

討論のひろば●「環境問題への対応」と不況の関連は………岡本 一 44

—「クオータリー」No.10の鼎談を読んで—

書評●筆法康之著『日本建設労働論』 德田 欣次 45

新刊紹介 田坂敏雄著『ユーカリ・ビジネス』……森井 淳吉／基礎経済科学研究所編『日本型企業社会の構造』……藤田 実／社会保障研究所編『女性と社会保障』……唐鎌 直義／小沢辰男他編『暮らしにひかりを—いま転換のとき』……加藤 一郎 49

国際的視野から見た今日の政治状況

増島 宏

はじめに

今厳しい不況の中で、失業や倒産の脅威にさらされている多くの国民は、政治への不信感を募らせている。金丸事件は、金権・腐敗・暴力団政治の実態をさらけだしたものである。国民の困難をよそに永田町を中心に展開されている泥沼のような日本の政治は、なんとも理解しがたいものである。総理大臣の犯罪と言われるロッキード事件、政界総汚染と言われたりクルート事件に続いて、共和、佐川の文字どおり構造汚職が繰り返されたのである。近代日本の政治はしばしば暗殺と汚職の歴史であるといわれるが、それは多くの政権交代がそれらをきっかけに起こっていることをいうのである。ところが、現在の自民党は、共産党を除く一部野党に支えられて、そのまま政権の座に居座っている。しかも、腐敗の原因が現行の中選挙区制にあるのごとく宣伝し、政治改革と称して、小選挙区制を導入しようとし、国際貢献の名で、自衛隊の海外派遣を強行し、さらに憲法の平和的、民主的条項の改悪を意図しているのである。政治の腐敗は常に反動化を伴うものであるが、現代の日本はまさに政治学の教科書どおりに進行しているといわなければならぬ。世界の冷戦構造が崩壊し、平和の新秩序を構築すべき絶好の機会であるにもかかわらず、自民党政府は、日

米軍事同盟に固執し、国民の願いに背いて危険な道を歩もうとしているのである。

1 佐川・金丸問題の意味するもの

『文芸春秋』の1993年5月号は「自民党大腐敗史」を特集しているが、55年以来の自民党史はまさに腐敗と汚職の歴史であったことが手に取るようわかる。その年表を見たとき、余りのひどさに驚かされたが、何度も繰り返される異常さには表現の言葉もない。ところが、自民党ないしは周辺の学者が書いた自党の分析には、これらに対する自覚と批判が全くないのである。例えば『研修叢書1・日本の政党』(1979)及び『自民政権』(1989)である。そこには次の様に書かれている。「1955年以降の日本の政治システムは典型的な一党優位制であり、自民党は世界で最も強力且つ安定した優越政党なのである。」そして、「優越政党制とは、野党が存在し、自由な選挙が行われ、また野党が無視できない影響力をもっていながら、特定の一政党が長期にわたって国会における議席の過半数を占め、政権の交代が近い将来予想されないと云うシステムである」こうして、この研修叢書は永久不变を意味するという「常磐の縁」のカバーを付けていた。しかも自民党が強力な理由は、官僚、財界と鉄の三角同盟を作っているからであると誇らしげに述べているのである。ここに

2 激動の世界と日本

ところで、このように醜悪な佐川・金丸芝居が演ぜられている舞台は、世界的不況の中での日本のバブルの崩壊であった。株式や土地の価格を煽りたて、国民の苦難をよそに莫大な利益を得た大企業は、今深刻な不況の中にあり、戦後の日本がかつて経験したことのない複合不況と言われている。クリントンの登場したアメリカでは、景気回復の兆しを見せていたが、最近再び伸び悩みの傾向にある。財政と貿易収支の赤字は、アメリカの構造的なものであり、その克服は容易ではない。また、通貨、貿易、対口支援などを巡って、いわゆる先進7ヶ国の中に利害の対立が目立っている。さらに、援助と引換に急速な市場化（資本主義化）を要求されている旧ソ連・東欧の経済は悪化し、発展途上国の累積債務も、一層深刻化している。このように、ソ連崩壊を社会主義に対する資本主義の勝利として単純化することはできない。むしろ、極めて複雑な問題をはらみながら、全世界的規模で、民衆、民族がより深く自分の運命に係わりを持つ時代になったのである。平和、環境などで、様々な民主的運動が発展している。

現代資本主義はアメリカを中心としてますます国際化しつつあり、巨大な多国籍企業を生み出している。国際協調の名で、通貨、貿易の管理、失業、恐慌の予防などで、あらゆる手段を尽くしているが、各国の利害を調整することは困難になっている。また続出する民族紛争、人権の侵害、飢餓などに対しても有効な対策を取れなくなっている。冷戦に勝利し、湾岸戦争に勝利した「英雄」ブッシュがクリントンに敗れたが、それは、貧困、失業、麻薬、などによって荒廃したアメリカで民衆が変化を求めたのであった。また旧ソ連では、スターリン・ブレジ

ネフ体制にたいして、国民が自由と民主主義を求める、今新しい国家像を模索している。このように、国民生活を犠牲にして、核兵器をはじめ、最新の兵器で軍拡競争を繰り広げた両超大国が苦悩しているのである。冷戦に勝利者はなかった。

しかし、国内政策で、国民の一定の支持を得たクリントンも、外交政策ではみるべき変化を見せてはいない。唯一の超大国として、強大な軍事システムを維持し、国連を補助的手段とする、「国防計画指針」を否定したことはない。また、NATO や日米安保条約を維持する軍事戦略も変えてはいない。ソマリアへの派兵、ボスニア・ヘルツェゴビナへの対応など、人道的援助を求める国際世論にこたえる一面はみられるが、全体として、冷戦後の新しい平和的国際新秩序に向かってイニシアチブを取ろうとする姿勢はみられない。湾岸戦争後の中東についても、和平の実現には程遠い状態である。軍事的には唯一の超大国であり、世界の憲兵として振る舞おうとしているが、その外交政策は矛盾に満ちている。

『中央公論』（4月号）に『フォーリン・アフェアーズ』より訳載された元・国防長官シェレンジャーの「冷戦後の外交政策－理念と現実」という論文がある。ここでは、アメリカが外交指針として掲げる民主主義や人権は外交政策の効率的指針というよりは「世論を動員するための手段」、「国内の支持を集めための手段」であるといきり、一層の現実政策を求めている。より保守的な立場からの批判であるが、アメリカの人権外交の持つ限界を明らかにした一面をもっている。また、湾岸戦争ではアメリカが自国の軍隊を動員するのに、他国の財政負担を求めたように、経済力の低下は被いがたいものがある。過大な軍事力と双子の赤字に悩む、弱い

経済力のアンバランスは、今後日本を含む国際社会に様々な問題を投げかけるであろう。

ところで、日本はポスト冷戦後の世界に、いかに対応しようとしているのか。まず第一に言えることは少なくとも旧来の枠組を変える発想がないことである。例えば、岡崎久彦・前駐タイ大使は大略、次の様に述べている。ポスト冷戦の秩序というのは、パクス・アメリカーナの秩序なのであり、その中で日本の果たすべき役割は、アメリカのよきパートナーとなることである。そして国連は補助的手段に過ぎないから、日米安保体制を強化することが必要なのである。

(『This is 読売』1月号)つまり、すでに述べたような、冷戦後唯一の超大国となったアメリカの「国防計画指針」にそって、軍事同盟を強化せよと言っているのである。国連の役割に関するニュアンスの違いはあるが、宮沢内閣も同じ方針であり、安保体制を変えないという点については、共産党を除く野党も、新党もほとんど同じである。さらに「国際貢献」「金も人も」を強調しつつ、カンボジアPKOへの自衛隊参加を強行した。今日の事態を見れば、ポルポト派の停戦違反は明白であり、パリ協定の枠組は事実上崩れている。このようにカンボジア派兵は、平和憲法に違反するだけでなく、派遣の根拠となっている、いわゆるPKO派遣5原則(停戦の合意、当事者の受け入れ、その他)にも反している。さらに政府は、日米安保条約の一つの歯止めともなっていた「極東の範囲」を越えてアフリカのモザンビークへ自衛隊員を派遣したのである。第二次世界大戦後、日本は国際社会の一員として再出発するに際して、日本国憲法を内外に明らかにした。そこには、戦力を保持しないことを明記している。国際紛争の平和的解決、国際社会への非軍事的貢献が不動の立場であった。こうした、国の存立の基盤について、ほと

んど議論することもなく、国民的合意を作り上げる努力をすることもなく、自衛隊の派遣を強行した政府と一部野党の責任は極めて重大である。ここには既成事実先行型の日本の伝統的政治手法がみられるのである。かつて、中国の東北地区を侵略した関東軍は常に、挑発や侵略を先行させ、なし崩し的に、政府はこれを承認し、泥沼のような戦争を拡大した。また、外圧先行型も、日本政治の特色である。アジア諸国への侵略について、教科書の記述を巡って、韓国などの告発があり、政府は渋々事實を認めざるを得なかった。慰安婦の問題についてもそうである。また、アメリカの様々な要求について、政府は「ノーと言える」ことはほとんどなかった。これらのことは、日本の政治が主権者である国民の内発的意思によって動いているのではないことを示している。

また、国連の改組について、安保理事会の常任理事国に日本が取り沙汰されており、クリントンも支持を表明している。しかし、非軍事的立場を堅持することが前提であり、小沢一郎氏がいうように「それにふさわしいこと」をやらねばならないとすれば問題である。また、国連の強化は、湾岸戦争型の解決をやりやすいようにすることではなくて、紛争の平和的解決のために諸国間の協力を取り付けることなくてはならない。

いずれにしても、激動の世界の中で、日本の果たすべき積極的役割は、日米軍事同盟の強化や、国連における軍事力の強化ではなくて、冷戦後の世界を、非核、非同盟の方向に大きく転換することである。これこそ日本国憲法が、早くから指示していた道である。

3 政治改革の虚像と実像

最近の世論調査の結果について『朝日新聞』

は次の様に述べている。「4月25、26の両日、全国世論調査を実施して国会で論戦中の政治改革関連法案などについて、国民の考え方を探った。その結果、政治改革の優先順位では、腐敗防止が5割近くを占め、選挙制度（16%）を大きく上回り、国会論議とずれのあることがわかった」。今国民の政治不信が高まっている中で、腐敗の原因が金のかかる中選挙区制にあるという宣伝があらゆるメディアを使って連日のように行われている。そして、小選挙区制こそが、政策本位の金のかからない選挙を実現し、安定を生み出すという。確かに、小選挙区制は、大政党の勝利を誇張し、大量の死票を生み出すことで知られている。つまり、主権者である国民の意思を十分に国会に反映させないで、結果的に政府の力を強めることになるのである。現在自民党が提案している小選挙区制がとおれば、金権腐敗の自民党がほとんどの議席を独占することになる。憲法改正発議の重要な一步を踏み出すことはもちろんである。これでは、独裁政権を作ることはできても、本当の意味で、国民に支持される安定政権を築くことにはならない。さらに、最も重要なことは、腐敗の原因是、選挙制度にあるのではなくて、自民党の体質そのものにあることは、すでに述べたとおりである。だから、『朝日』の世論調査が指摘するとおり、まず第一になすべきことは、腐敗防止であり、そのための徹底した政治資金の規制である。それには、一票の投票権行使する個人以外の献金を禁止することである。何らかの見返りを期待する企業、団体の献金を禁止することが必要である。

さらに腐敗の原因は、長期政権にあるから、政権交代をやりやすいように、政策の近い新党、ないしは政界再編成が必要であるという議論がある。長期政権が腐敗を生みやすいことは確か

である。しかし、大企業・官僚・党の癒着構造をそのままにして、どうして真の政治改革が可能であろうか。いま、「政治改革」は自民党各派をはじめ、あらゆる政治集団の合言葉になっている。かつて1920年代から30年代にかけて、「革新」は軍部、官僚、保守党から、無産政党・労働組合に至るまで、全てが唱和した。しかしこの「革新」は国民を戦争に動員するためのファッショ的再編成であった。この歴史的教訓によれば、現在声高に叫ばれている政治改革も、問題はその中身である。金権腐敗政権の再編成ではなくて、それと絶縁し得る能力と決意をもった政治勢力を生み出す改革である。

ところが、現在の日本政治は、その行動様式を見ても、「密室政治」、「国対政治」、「待合政治」の域を出ていない。つまり、国民の前に堂々と政策を公表し、政治連合を作る場合にはその一致点を明らかにすべきである。ところが実際に「永田町内の数合わせ」（新藤宗行、『世界』5月号）にすぎず、取引が横行している。一体政界再編成の中心人物と言われる小沢一郎氏にしても、金丸氏をオヤジと慕う旧竹下派の実力者であり、その属する羽田派と自民党との相違を見つけるのは困難である。まして自民党内改革派と称して、有利な脱党の機会を伺うなどは、第二次世界対戦前の政党にあったようなカケヒキ政治の最も古いタイプである。しかも小沢氏の改革の中身は小選挙区制以外なものはない。細川新党の場合、かつての新自由クラブと同じように、自民党離れの人々を保守につなぎ止める役割をしているのであって、新しい政治を期待することはできない。細川氏自身が佐川清とともに親しい一人であり、佐川問題に現れたような腐敗構造を追求することなど到底不可能である。また都議会議員選挙を見ても、自民隠しの議員や、公認漏れの不満分子を寄せ集めてい

る。民社党は、名古屋のスキャンダルと献金疑惑で、文字どおり解党の危機にある。公明党は、ルノワールの絵画購入事件や様々な金銭トラブルがあり、宗門との対立で傷ついた創価学会を基盤としているので、もっぱら政界再編成に活路を見いだそうとしている。現在のところ市川書記長らは、自民党羽田派の脱党、細川新党的動向に大きな期待を抱いている(『朝日』5月8日)。社会党は、公明党の誘いに乗って、小選挙区制に比例代表制を加味した選挙制度の改革案を国会に提案している。公明党がより小選挙区制に近い「連立制」にくら替えしようとしていることに若干の戸惑いを見せている。このような政党レベルの動きのほかに、江田五月氏のシリウスの会、大前研一氏の平成維新の会、労働組合の「連合」などの活動がある。特に連合は、政党支持の自由によって成り立つはずの労働組合の枠を踏み出して、政治集団のような動きをしている。例えば、山岸章氏は「やはり最後の選択は、社会党の発展的解消、そして新党への結集になるのでしょうか」と述べている(大前研一氏との座談会)。戦前の社会大衆党は、自ら解党して、「革新」を唱える大政翼賛会に合流した。今不況に苦しむ国民をよそに、自民党の悪政と戦うのではなくて、むしろその延命に手を貸そうとしているのである。そのための新党運動に連合が先頭を切っている。これは、戦前と同じような、倒錯の論理である。いずれにしても、腐敗構造の問題を選挙制度の問題にすり替えている自民党の手のひらで踊っている観があり、しかも小選挙区制に取り込まれる危険があるのである。しかし、小選挙区制には、自民党内部にも、社会党にも強い反対があり、何よりも“汚職疲労”的な自民党の専制を許さない国民の世論がある。

おわりに

今、長期にわたり、全分野に及ぶような、戦後初めての不況に国民は苦しめられている。ところが、政府与党は、佐川・金丸問題という腐り切った体質をさらけだしている。国民の強い反対を押し切って強行したPKOは、派遣のための5原則という根底が崩れ去ろうとしている。昨年度1260億ドルという大幅黒字に対して、クリントン政権は、個別品目についての輸入の拡大を要求している。ウルグアイ・ラウンドの年内妥結を目指して、米の輸入についても、圧力が強化されようとしている。国際貢献の要求も一層強まるであろう。このようなとき、重要なことは日本が自主的な立場を堅持することである。一日も早く、カンボジアから派遣要員を撤退し、非軍事的貢献に徹すべきである。小選挙区制によって自民党ないしは亞流政権の延命を計り、憲法改悪の道を清めるような企てを拒否すべきである。

また、不況対策にしても、減税、時短、賃上げなど国民生活を豊かにし、消費を拡大しようとする発想が根本的に欠如している。円高メリットとして、電力、ガスなど公共料金の値下げ、輸入物価の値下げ等できることは山ほどある。生活者の政治や、生活大国を口にするのであれば、こうした国民生活の向上を考えた不況対策こそ急務であろう。

都議選に続いて、近く予想される衆議院選挙は自民党ないしはその亞流政権にストップを掛け、国民本位の政治への転換をはかる絶好の機会である。

(法政大学教授)

特集・東アジア経済と日本の労働者

今日におけるアジアと日本 －天皇訪中から南沙諸島での対決へ－

佐々木 隆爾

1. 「天皇訪華の意義は重大」

天皇が史上初の訪中旅行に出発したのは昨年10月23日、各地を歴訪して5日後の28日に帰国した。それから3カ月後の今年1月、まるでこの意味を問う風潮をかき消そうとするかのように皇太子婚約フィーバーが引起され、今では天皇訪中の記憶までもが薄らいでしまったようだ。

しかし、これは間違いなく一つの事件であった。しかも今後のアジア情勢のなりゆきによつては、この事件を軽視したことを後悔させられる事態さえあらわれかねないのである。

まず、中国側が天皇訪中にどれほどの期待を寄せていたかを見よう。天皇訪中は日本政府側から持ちかけられたものではなく、中国政府の度重なる要請の末、実現したものである。中国側の執拗さについて韓国の新聞『東亜日報』は、「中国は最近だけでも7回の公式招請の意志を明らかにし、日王〔天皇のこと〕の過去謝罪発言を行うという条件をつけずに日本側に申し入れるという態度を堅持した」(1992.10.23)と報道している。

中国側がこれほど熱心に天皇訪中を要請し続けた理由について、中国共産党機関紙『人民日

報』は、天皇到着の前日、「日本の天皇訪華の意義は重大」という見出しの記事の中で中日友好協会会長孫平化に次のように語らせた。「日本の天皇は日本国の象徴であり、日本人民の心中を左右する重要な位置を占めている。[そのような]天皇が訪華することは、中日関係発展の歴史の中でもかつてなかったことであり、これこそ重要な歴史的意義を持つ大事件である」と(『人民日報』海外版、1992.10.22)。さらに孫平化は続けて、「現在は、まさに中日関係発展の最も好適な時期である。天皇陛下は今年すんで訪華を実現されたが、これはまちがいなく中日国交正常化20周年を記念する最も盛大なできごとである。天皇の来訪は中日両国の善隣友好の一層の発展を促すものである」と述べた。

では中国側は天皇訪華にどのような効果を期待していたのか。この記事の中で孫平化が指摘したのは次の5点である。

- 1) 天皇の訪華によって「両国人民間の広範な往来が一層進展され促進されるであろう」。孫によれば1991年度に中国を訪れた日本人は64万人に達し、1992年度には80万人を越すと予想される。天皇の訪華後、かれの訪問経路を観光・遊覧する旅行団体が続々と訪れ、日本人観光客の急増をもたらすであろう。

2)中国側からすれば、天皇訪華は社会主義市場経渉に関する理論上の隘路を突破し、中日両国側にある経済体制その他の分野の隔壁を次第に縮小する契機となり、それにより両国の合作と協力関係の発展が新たな段階に達することになろう。

3)中日両国には経済面でたいへん大きな相互依存性がある。中国は豊富な資源と十分な労働力を擁しており、他方、日本には先進技術と経営管理の経験がある。もし両者の協同が強化されるならば、両国の発展の見通しはたいへん明るくなろう。

4)中日両国は隣国同士であり、天皇訪華を契機に地球環境の保護のために誠心誠意協力し、まさに両国人民の幸福を増進するようになろう。最近、多くの日本の友人が中国に来て植林・造林や砂漠の緑化を援助し、地域住民にとって喜ぶべき成果を挙げて来た。〔中国緑化基金会理事を兼任する孫平化は〕両国人民が手をたずさえ、環境保護と中国大陆各地域の緑化の分野で協同開発を行い、両国人民が益々利益をこうむることを希望している。

5)中日両国青年間の交流が強まることは、両国関係の発展にもなう必然的な趨勢である。両国の青年は21世紀の中日友好の主人公である。かれらは交流と合作を一層強化し、友人として交際を広げ、中日関係の世々代々の友好を継続させなければならない。

この説明は中国側のタテマエを示すものであり、その意向をある程度反映していると見るべきであろう。しかしこの程度の理由のために、中国側が天皇訪中をこれほど熱心に追求し続けたとは到底考えられない。この背後にもっと深刻な意味が隠されていたことは、今となれば誰の目にも明らかであろう。

2. 新たな覇権主義の登場

この点を考察したフィリップ・ポンス（フランスの新聞『ル・モンド』の東京特派員）は、天皇訪中をアジアの政治的現実の中に位置づけ、その隠された意味に注目した。かれは、天皇が帰国した昨年10月28日、「中日関係の『原罪』」と題する評論の中でこう指摘した。

「憲法の条文では『日本國の象徴』とされるアキヒト天皇が、象徴らしからぬ中国旅行を終えた。それは過去の精算のためというよりむしろ、〔アジア〕地域の政治的力関係を有利にするためのものである。（中略）

それが政治的賭けであることは公然の秘密である。日本は、明治以後近代化を進めるようになってから、アジアを属国化し、アジアから排斥されるようになる野望の道に入ったわけだが、今回、憲法こそ変えなかったものの、国連平和維持部隊に軍事的に参加するための法的手続き〔PKO協力法〕を取った後、強国として新たに立ち現れることをテストする場所として、アジアーカンボジアを選んだ。天皇の訪中はまさにこの時期になされたのである。

強力な外交活動によって1989年の弾圧〔天安門事件〕がもたらした汚名を拭い去ろうと努める中国と、〔アジア〕地域の安定を維持するためにより大きな責任を受けようと熱望する日本との間の関係の緊密化は、冷戦後のアジアにおける力関係の中で決定的な重要性をもつことになるであろう」と（『ル・モンド』国際版、1992.10.28、署名記事）。

ポンスによれば、天皇の訪中は、アジアにおける覇権国として立ち現れつつある中国と日本がお互いの行動を暗黙のうちに容認し合うための機会であった。これによって両国は暗々裡にある種の協力関係に入ったと見なければならな

特集・東アジア経済と日本の労働者――

いというのである。

私が天皇訪中を一つの事件と見るのは、まさにこのためである。しかもそれが近い将来、全アジアを揺るがす方向へと発展しかねない点に、言い知れぬ危惧を感じるのである。ここでは水面下で進行しつつある事態を指摘し、読者の注意を促したいと思うのである。

さて日本政府が天皇訪中を積極的に受け入れた理由は、ポンスの説明ではほぼ納得できる。天皇訪中が、日本の海外派兵（カンボジアへの自衛隊派遣）に対する旧日帝被害国・中国の批判をかわすという役割を果たしたことは、事実の経過からして明らかだからである。

しかし、中国がこれほど強く日本とのこのような形の接近を求める理由について、ポンスの指摘があまり説得的でないことも明白である。まずこの理由を解くことから始めよう。

3. 中国の軍拡は資源の確保をめざす

昨年、中国は一方で天皇夫妻の招待に努めたが、同時にまたアジア地域における海上権を掌握するために全力をあげていた。

中国が大陸間弾道ミサイルや原子力潜水艦を保有する核軍事大国であることは、今さら言うまでもない。しかしこれらの軍事力が、おもにアメリカやソ連という超大国との対抗を目的として増強されて来たものであることも認めなければなるまい。

これに対し、昨年から顕著になり始めたのは、天然資源とくに石油資源を確保するために海軍力を増強するという政策である。

昨年2月、全国人民代表大会は新領海法を通過させ、南沙諸島の領有を公式に決定した。これは必要な場合に軍事力行使することを承認したことにも意味するものである。

南沙諸島というのは、南シナ海の中部、フィ

リピンの西にある群島で、約30の小島と400以上の岩礁・環礁からなっている。この海底にはきわめて有望な油田があると信じられており、また有数の漁場でもあるので、それをめぐって中国のほかにマレーシア、フィリピン、台湾、ベトナム、ブルネイがその領有権を主張しているところである。ここでは一時ベトナムが艦艇を派遣して領有権を確保する政策を取っていたが、1988年3月、赤爪礁で中国の派遣した駆逐艦主体の機動部隊の挑戦を受けて追い払われた。その後中国はたびたび機動部隊にパトロールを行わせるようになった。また中国海軍はこれも帰属の確定していない西沙諸島で航空機を使った攻撃演習を実施している (James Walsh, Thunder out of China, 「TIME」, April, 12, 1993)。

全国人民代表大会の決定から2カ月後、中国はアメリカ系のクレストン・エネルギー会社 (Crestone Energy Corp.) と契約を結び、南沙諸島での油田探査を開始した。この結果、中国の当面の軍備拡張政策が石油資源の確保とかたく結びついたものであることは疑い得ないものとなった。しかもこうして拡張される軍備は、超大国に対してではなく、資源の開発を求めて競り合う中国周辺諸国に向けられるようになったのである。さらに、この路線が一時的なものではなく、今後ますます強化されるに違いないことは、天皇訪中直前の昨年10月、人民解放軍総参謀長、遲 浩田が中国共産党第14回全国代表大会で行った演説で明らかになった。かれはここで、「外部からのおどし、侮辱、圧迫と対抗するため」軍事力の一層の強化が必要であると強調したのである。

中国がこれほど石油資源を求めるようになったのは、急速な経済発展に伴なって石油需要が急増し、原油・石油製品の輸入が急ピッチでふえているためである。石油需要が前年比7.8%増

特集・東アジア経済と日本の労働者

と大幅な伸びを示しているのに対し、国内石油生産は横ばいを続けており、昨年12月、ついに輸入量が輸出量を上回った。これは中国が石油の純輸入国となる画期を示すものと見てよいであろう。

これに対処するため、中国はさしあたり原油輸入の体勢を整えつつある。それは次の報道によくあらわれている。すなわち、「中国は景気拡大に伴う国内石油需要の増大に対処するため、原油の窓口として新たに中国国際石油化工連合公司（ユニペック）を設立し、本格的な輸入拡大に乗り出す。同国は世界第5位の原油生産量を誇るが、市場経済の導入に向け、民生用を含む計画的・効率的な石油供給体制を国内に構築する狙いとみられる」(1993.3.13『日本経済新聞』夕刊)。

これが一時的なものではなく、構造的なものであることは、『中国統計年鑑』1992年版の石油統計表を見れば明らかになる。1987年には中国の石油供給量が消費量を37.4万トン上まわっていたが、以後急激に消費が伸び、1990年にはついに50.6万トンの消費超過となったのである(中国国家統計局編『中国統計年鑑』1992年版、中国統計出版社、472頁)。

これと並んで進められているのが、油田の開発である。報道によると、「中国当局は、今後、西部内陸地域や海上油田の開発を本格化する意向」であるという(『日本経済新聞』1993.4.21夕刊)。なかでも海底油田の開発が大車輪で進められているわけだが、その一例として、今年4月初旬の『日経産業新聞』を引用しよう。

「米国の石油大手テキサコは、中国・上海市石油天然ガス公司と、上海市の東シナ海での石油・天然ガスの採掘について協力することを合意した。中国の海底油田・ガス田開発は南シナ海のものが先行しているが、この地区ではまだ緒に

ついたばかりで、外国企業との協力は今回が初めて。両者は油田開発、海上掘削施設、パイプラインの建設などの面で協力する。総投資額は約4億ドルで、1996年の完成を予定している」(1993.4.9)。

天皇訪中は中国のこうした軍事=資源戦略の転換のまっただ中で行われた。本来ならその転換は、中国と近隣諸国との誠実な交渉と合意に基づいて進められるべきものである。交渉と合意を経ないでこれが実行に移されれば、それは覇権主義的行動となるほかなく、周辺諸国の疑惑と警戒心を増大させ、アジア諸国間の軍備拡張競争に火をつける結果を招く。もし宮沢内閣が「アジアの平和と安定」をまじめに追求していたのであれば、この事態こそ真っ先に批判の対象としなければならないものであった。しかし宮沢内閣はこれに対し、批判はおろか関心さえ表明しなかった。それは、天皇訪中という「厳粛」な儀礼を成功させるには、雰囲気をそこなう一切の行動を自粛するというあの行動様式なのであろう。

こうして、中国は日本のカンボジアへの自衛隊派遣を黙認し、日本は中国の軍事=資源戦略への転換を黙認したのである。先に引いたポンスは、「中国・日本両政府は双方とも道義に対する熟慮よりも政治的配慮を優先させた」と痛論したが、中国の上に述べたような動きを念頭に置けば、この言葉はまさに的を得た批判とうなづかされるのである。とくに日本側は中国に対して第3次円借款の供与や民間レベルの投資という切り札を握っていただけに、中国のこのような地域覇権主義への転換を強く批判できる立場に立っていた。その立場を取えて放棄したのは、日本の海外派兵に対する批判をかわそうと計算したためと考えるほかはない。

特集・東アジア経済と日本の労働者

4. 中国における軍備拡張の進展

ところで、日本側の黙認を得た中国は、この戦略の軌道上を突っ走るようになった。まず中国軍は空母を導入・装備する計画を進めるようになった。検討の対象とされたのは旧ソ連のウクライナ共和国が保有する65,000トンの航空母艦ヴァルヤクであったと伝えられる。ただ、現在のウクライナ側が経済的に苦境に立っているとは言っても、1隻約5億ドルもするとされ、それはたとえば1991年の中国政府の公称軍事予算額75.6億ドルの6.6%にも上る(ただし米政府の公式推計によれば中国軍事予算は120億ドル以上。これによれば4.2%)ので、優先順位の高い防衛システムのコンピューター化、広域レーダー・巡航ミサイル・より高度のミサイル誘導装置等の導入などを実施するため、先送りされるだろうと観測されている。

しかし、昨年7月、人民解放軍総後勤部部長趙南起が私的な演説で語ったとされるところでは、「中国政府は航空母艦の取得のための努力を続」けており、そのため3港を1997年までに空母の母港となるよう改修する意向をもつているとされる(「TIME」前掲記事)。

中国政府による空母の導入という計画が実現されれば、東シナ海と南シナ海における海上権が一挙に中国の手に落ちることは明白であり、この地域における軍拡競争がこれまでになく高レベル化し、日本の防衛庁にも軍拡の口実を与え、これら海域での戦争の危険さえ生じるであろうことは明らかである。

中国は空母に代わってすでに潜水艦を配備したと伝えられている。マレーシアのナジブ国防相が最近語ったところによると、中国は何の予告もなく3隻のロメオ級潜水艦を南沙諸島海域に配備・常駐させているという(「ASIAN

DEFENCE」, April 1993, p.81)。この指摘が事実なら、南沙諸島とその海域はすでに中国艦隊の完全な制圧下に置かれていることになる。

また、これと関連して中国南部で空軍基地の強化が進められていることも注目すべきであろう。昨年11月、台湾がフランスの開発した多目的戦闘機ミラージュ2000-5を、40機の追加を見越しながら60機(26億ドル相当)を導入する契約を結び、フランスのミッテラン政府がこれに合意し、またアメリカではこの直前、ブッシュ政権がジェネラルダイナミックス社のF-15/16B戦闘機150機(58億ドル相当)を売るという契約に署名した。

中華人民共和国は、この動きに対して強硬な抗議を行い、対抗策を取ることを表明した。しかし、台湾側の正式契約よりも一足早い昨年10月末、中国空軍はロシアから高度の性能を持つ軍事機器を導入した。その中心はロシア・スホイ社製のSuフランカー多目的戦闘機24機であり、さらに48機が1994年中には到着する予定である。また、中国空軍はMig-31迎撃機24機を来年4月までに導入するよう努めており、8年以内にMig-31を150機、1500人のロシア人専門家の指導のもとにライセンス生産するよう交渉中であるという。また昨年10月にはロシアから移動式中距離対空ミサイルシステムS-300PMU1が導入された(これは湾岸戦争で活躍したパトリオットミサイルと同種のものである)。さらに3000キロの射程距離を持つAS-15巡航ミサイルの導入もなされると見られている(Edmond Dantes, Taiwan's Military Build-up, 「ASIAN DEFENCE」, February 1993, pp.18-22.)。とくに上のSu-27ジェット戦闘機の基地として中国は安徽省東南部を選び、南シナ海での海軍の軍事行動を護衛する役割を果たさせることになると予想されている(「TIME」前掲、p.26)。

特集・東アジア経済と日本の労働者

このような動きは、欧米と旧ソ連の双方がみずからの経済的不況を少しでも緩和する方法として中国・台湾などに兵器を売りつけ、地域的軍拡競争を恐ろしく加速していることを示している。天皇訪中からほぼ半年、それを契機としてなされた日中の覇権主義に対する相互黙認は、これほどまでに重大な結果を招いているのである。

5. 東南アジア諸国の軍拡

先に引用した「TIME」の記事は、最近シンガポールが4隻の掃海艇をにわかに買入れ、またマレーシアが一個師団の緊急展開部隊化を推進中であることを伝え、これらが南沙諸島で起こるかも知れない軍事対決への準備という側面を持つと指摘する。さらに南シナ海周辺諸国の軍事担当者は、中国が南沙諸島などの島や岩礁周辺に機雷を敷設する可能性のあることを恐れているという。そしてしそうなれば、東アジア諸国が国際貿易のための航路をとざされ、とくに日本がその経済の「生命線」である中東石油から切り離されるというやや煽情的な「予想」までつけ加えている。

シンガポールについて言えば、この国が1990年11月、アメリカと相互安全保障条約を締結し、正式に軍事協力関係に入ったことを忘れてはなるまい。それは、日米安保条約とくらべればごく「ささやかな」義務をシンガポール側に課するものである。たとえば、米第7艦隊所属の艦艇に対するドック機能と設備を質的に向上させること、パヤ・レバー空港への米軍機の定期的な短期滞留を認めること、司令部要員・西太平洋補給部隊員・第7艦隊維持要員などの常駐を認めること、合同演習の実施、相互情報交換、軍事要員の教育・訓練等がそれに数えられる。しかしそれが正式の軍事同盟であることの意味

は重い。もし南沙諸島で紛争が発生し、シンガポール軍がそれに巻き込まれることになれば、アメリカがただちにこれに介入することになるわけである。上に触れたシンガポールの軍備増強は、このような背景をもってなされており、たかが掃海艇4隻と軽視してはならないのである。

さらに、このような米・シ相互安全保障条約がモデルとなり、近い将来他の ASEAN 諸国と米国との間の同様な条約が次々と結ばれる可能性も少なくないと見るべきであろう。

米国がピナッコ火山の噴火を契機にフィリピンのスエーピック湾海軍基地とクラークフィールド空軍基地を撤収したことは有名だが、双方とも1952年締結の米比相互防衛条約は有効であるという立場をくずしておらず、現在でも合同演習を続けており、防衛に関する米比協議会も今年すでに4回開かれたという。フィリピンもまた軍事面ではシンガポールと同様な事情にあるのがわかるであろう。

インドネシアでも海軍が急激に拡張された。今年3月に公表されたところでは、昨1992年12月、インドネシアはドイツから旧東独保有の軍艦を39隻購入した。その中で最も重要なのは209型潜水艦1隻である。これはディーゼル発電方式であるが、これによってインドネシア軍は作戦用潜水艦5隻を保有する東南アジア随一の海軍を持つことになった。さらに同形のものが2隻追加購入される予定と見られている。そのほか「パルヒム」級護衛艦16隻、掃海艇8隻、それ以外は上陸用船艇が導入されたと報道されている。

「パルヒム」級護衛艦は本来対空ミサイルの装備が可能であるが、今回はそれらの装備をはずして導入されたとされており、近隣諸国に脅威を与えるものではないと見られている。インド

特集・東アジア経済と日本の労働者――

ネシア軍当局は、この艦艇導入が沿岸警備すなわち海賊・密輸・密猟を防ぐためのパトロールを目的とするものであると説明している(「ASIAN DEFENCE」, April 1993, p.81)。しかし、中国が南沙諸島海域の制圧のために潜水艦が配備していることを考えれば、これが軍拡競争の一環としての意味を持つことは否定できないようと思われるのである。

このほかインターネット通信は、昨年12月5日、「ロシア政府がマレーシア向けにミグ29戦闘機30機の売却を決め、韓国、イラン、アラブ首長国連邦とも兵器売却を交渉中。ロシアの対外経済関係相はマレーシアとミグ売却に関し事実上の合意に達したと語った」と報道した(東南アジア調査会『東南アジア月報』1992年12月号、61頁)。ただしこれは未確認情報と見られていて。『読売新聞』は、マレーシアのナジブ国防相は「国軍の近代化に当たっては、中国など低価格の兵器供給国との取引を考慮しなければならない」と語り、ロシアとの取引が価格の点で決着していないことを明らかにした(1992.12.29)。しかし、この報道はまたしても、ロシアが軍拡をめざす国々に対してどれほど熱心に接触し兵器を売りつけようと策動しているかを示している。

上のような事例を拾って来ると、冷戦の「終結」が軍縮に直結するどころか、東アジア・東南アジア諸国の地域的軍拡競争を激しくし、南沙諸島を当面の焦点としつつ緊張を高めている構図が浮かびあがるのである。

6. 日本の覇権主義の行方

だが日本はこのような軍拡競争とは無関係なのか。軍事費に年間328.9億ドル(1991年度)、中国の公称軍事費の約4倍、アメリカの公式推計にしたがっても中国の約2.5倍を投げる国が覇

権主義を求める道理がない。

先に引用したように『ル・モンド』特派員のポンスは、日本が「強国として新たに立現れることをテストする場所としてアジアーカンボジアを選んだ」と述べた。かれはカンボジアへの自衛隊派遣が一回切りのものではなく、今後繰り返されるであろう日本の海外派兵の突破口と見るわけである。実際現在の状況は、上にみたような緊張が激化すればするほどその可能性が高まることを示していると思われる所以である。

現在の日本がアジアでどう振舞っているかについては、ジョセフ・ロムの概括が的を射ていると思われる。少し長くなるが引用しよう。

「日本のアジアに対する地域産業政策は『渡っていく雁の群れのVの形』で説明されている。目標はシンプルそのものである。アジアの各国を日本が先頭に立つ一群の経済圏にまとめる事である。群れの構成は、日本の後に4匹のドラゴン—香港、シンガポール、韓国、台湾が続く。その後には、アセアン(ASEAN)諸国の中の4か国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイが続き、中国の沿海地区や、いずれはインド、ベトナム、バングラデシュもこのあたりに位置づけられるだろう。

日本は、リーダーとして方向性を定め、そして最も付加価値の高い製品を生産する。日本製の製品は、微細な電子部品やマイクロプロセッサーがぎっしりつまつた高級車であったり、最先端の家電製品(カメラ一体型ビデオ、ラップトップ・コンピュータ、じゅうたんの汚れぐれいに応じて『考える』ことさえできる掃除機)である。

4匹のドラゴンは、賃金レベルが上がり始め、労働集約型の製品では価格競争力を失い始めている。そこで、これらの国々は、先頭の日本を追って、高度なエレクトロニクス製品、自動車、

特集・東アジア経済と日本の労働者

半導体といった、より付加価値の高い製品に手を広げ始めている。群れの後方に位置するアセアン諸国は、石油、ゴム、木材といった基本的原材料の主要な供給源であることに変わりはないが、多少付加価値のある製品も生産している。例えばマレーシアは、「日本からの投資に助けられ、室内用エアコンの世界市場で有数の供給国にまで成長している」(ジョセフ・ロム「『大東亜共栄圏』の再構築を狙う日本の脅威」、『フォーブス』日本版、「ぎょうせい」、1993年6月号、34頁)。

この状況が進むなかで、アメリカは湾岸戦争(「砂漠の嵐」作戦)の教訓から、軍事基地を持たない場所でも軍事力を発動できることが重要であり、そのカギとなるのは相互利用権(Bilateral Access)であると考えるようになった(John F. Morton, U.S. to Maintain Access in ASEAN/Asia-Pacific Region, 「ASIAN DEFENCE」, February 1993, p.30)。

この相互利用権の内容は、先に説明した米・シンガポール相互安全保障条約に示されている通りである。それは双務的な条約ネットワークの一環であり、それによって軍事訓練、演習、共同作戦が遂行できるものである。

これによってアメリカは、大規模な駐留軍を擁する軍事基地の維持につきものの巨大な費用と人員を節約することができ、必要に応じて兵力を集中し、湾岸戦争型の作戦を展開することができる。また同時に、必要に応じて、同盟国の軍隊・施設・諸便宜を動員・利用することができる。さらに状況が許せば国連を動かすこともできる。アメリカが自国の利権や威信が侵害されたと感じた場合には、制裁行動や国連平和維持軍の名目を立てて出兵し、同盟国をも動かして相手を制圧することができるわけである。

このように見て來ると、カンボジア型の軍事

行動は、今後アメリカ主導のもとに繰り返されるであろう軍事行動の典型であることが明らかになる。これに対して日本の自衛隊はつねにアメリカの軍事戦略に合致するよう増強を重ね、訓練と演習を行って来た。その自衛隊がカンボジアに派遣されたことは、まぎれもなく今後起ころうであろう事態の先例をつくろうとするものであり、国民の反対運動が高まらない限り、日本はこの途に一層深くはまり込むに違いない。

これと上に引用したようなアジアの経済動向とを重ね合わせれば、このなかで紛争が発生すれば、それに対して日米支配層が介入意欲を積極化させ、そのイニシアティブを増大させるであろうことは想像に難くない。

では南沙諸島をめぐる緊張は何をもたらすのか。これこそアメリカ主導の制裁行動の格好の標的とされるに違いなく、その際には日本の大規模な介入が求められることは避けられないであろうし、日本の支配層もその推進者の側にまわるであろうと想像される。

現在の日本国民にはこのような覇権主義を見据え、的確に批判して事態を平和の方向に主導する任務が課せられているのではないか。アジア諸国民もまたそれを切実に求めていると痛感する次第である。

(東京都立大学教授)



ベトナム・カンボジアの最近の情勢をめぐって

古田 元夫

1. ベトナムの労組幹部との対話

筆者は、今年の3月に全労連の招待で訪日したベトナム労連総連の幹部と懇談をする機会があった。その際に、筆者は、ベトナムが現在追求しているのは、外資の導入による経済発展であり、西太平洋地域で最大の資本と技術をもつ日本資本への期待はきわめて高い、そのようなベトナムと日本との間では労働者の連帯や労組の交流といつても、きわめて困難なのではないかという疑問が、日本の労働運動には存在しているという話をした。

この問題に対するベトナムの労組幹部の回答の出だしは明快で、「いや、ベトナムは外資の導入による経済発展を、社会主義の道を堅持した上で考えているのであって、経済発展の成果のできるだけ公正な分配を追求していきたいと考えている。したがって、日本の労働運動との交流を引き続き重視していきたいと希望している」とのことだった。

もっとも、この話の終わりのほうになって、ベトナムの労組幹部は、やや心配そうな表情で、「日本には資本の海外投資の増大が国内産業の空洞化につながるとして、これに反対する意見があるが、あなた方はベトナムへの投資にも反対なのか?」という質問を提起してきた。この質問に対して、私達が問題にしているのは、援

助や投資そのものではなく、中身なのだという話をしたのだが、ベトナムとの交流が、ベトナム戦争の頃とは明確に異なる質的な変化を求められていることは、このやりとりからも明らかだろう。

この小論では、現在のベトナムとの交流を考える上での前提となる最近のベトナム事情をまず紹介しておきたい。

2. ベトナム経済の現状

まずベトナム経済の現状を簡単に概観しておきたい。ベトナム経済は、1980年代を通じて危機的な状況にあった。一時は年率で800%に達した悪性のインフレーション、生産の停滞、膨大な財政赤字、通貨価値の下落などが同時に進行する「恐慌状態」が存在していた。この危機の原因は、旧来の「社会主義経済システム」が有效地に機能しなくなってしまったことと、それからの脱却の試みが、カンボジア問題による国際的孤立のため、国際的な金融支援を得られず、乏しい国内資源による試行錯誤を伴わざるをえなかったことにあった。

昨年1992年は、ベトナムがようやくこうした危機的状態を脱したと思われる経済実績が達成された年であった。すなわち、92年のベトナムの国内総生産の実質成長率は、それまでの5年間の平均の5.6%を大きく超える8.3%に達

特集・東アジア経済と日本の労働者

し、しかも、成長の原動力が、従来のようなサービス部門主導型ではなく、農業や工業生産を軸とした物的生産部門主導の成長であった点も、経済の好転を印象づけた。さらに消費者物価の上昇率も17.5%にとどまり、10年来では最良の成績であった。

ベトナム共産党が「ドイモイ（刷新）」というスローガンを提起して、旧来の「社会主義システム」の大幅な改革に着手したのは、86年12月に開催された同党の第6回大会においてであったが、この試みは今ようやく経済状態の好転に結実しつつあるといえよう。この「ドイモイ」の経済面での特徴は、経済の自由化、多セクターからなる混合経済体制への移行と、資本主義世界経済、特に躍進著しい西太平洋経済圏に積極的に参入して、外資を輸出工業を中心に導入し、それをテコとして国民経済全般の成長を軌道に乗せようとする対外経済開放を柱としたものである。

ベトナムは87年12月に外資導入法を制定したが、その後、ベトナムへの外国資本の直接投資は、ベトナム政府の年間認可実績で、88年の3億6000万ドルから92年の19億ドルへと順調に増大している。現在のところ、投資提供国・地域としては、80年代末以降東南アジア全域で活発な進出を見せている台湾と香港が、ベトナム投資でも第1位と第2位を占め、日本は第4位となっている。投資分野は、当初は短期に投資額を回収できるホテル業などの観光サービス業への投資が多くたが、最近では農林水産加工業や軽工業という労働集約型産業への投資が増大しつつあり、安価な労働力による労働集約産業という、ベトナムが西太平洋経済圏で有する比較優位への注目が現実の投資行動として表現されるようになっている。

こうした経済政策が実を結ぶためには、平和

で安定した国際環境が不可欠である。ベトナムは、91年6月に開催された共産党第7回大会で、「世界のすべての国と友人になる」というスローガンのもと、「全方位外交」政策を採用した。この政策は、カンボジア問題に関するパリ協定の調印もあって、急速に実を結び、79年には戦火を交えた、中国との国家間関係が正常化したのをはじめ、92年7月にはASEANの正式オブザーバーとなり、日本からも14年にわたって凍結されていた経済援助が92年11月には再開されるなどした。ベトナムにとっての残る外交的な懸案は、ベトナム戦争後遺症という独自の障害をかかえるアメリカとの国交樹立となっている。

3. ベトナムの「社会主義の堅持」

現在のベトナムが追求している経済発展の道は、基本的には韓国・台湾・香港・シンガポールやその他のASEAN諸国が歩んだアジアNIES型の発展である。そのベトナムが、今日もなお社会主義共和国という国名を維持し、「社会主義の堅持」を標榜していることは、表面的には矛盾しているように見える。ここで、現在のベトナムで「社会主義の堅持」が標榜されている要因を検討しておきたい。

第1は、「歴史の思い出」としての「社会主義」という側面である。周知のとおり、ベトナムは1945年9月の独立宣言から75年4月のサイゴン解放まで、その統一国家としての独立を国際社会に認めさせるために、30年にわたる戦争を経験しなければならなかった。この戦争は、50年代以降は世界的な冷戦構造の中に組み込まれて展開された。これは、ベトナムにおいては「資本主義と社会主義の対決」としての冷戦は、「冷たい戦争」としてではなく、実際の熱戦として体験されたことを意味している。そのため、フランスやアメリカへの抵抗戦争を支える理念で

特集・東アジア経済と日本の労働者――

あった「社会主義」は、これらの戦争を直接体験した人々の間では、「歴史の思い出」として依然輝きを失っていないように思われる。

ソ連・東欧における「社会主义体制」の崩壊という事態の中で開催されたベトナム共産党の第7回大会に向けては、ベトナムが「社会主義」という理念を堅持すべきか否かということが、一つの大きな論争点になった。少なくとも党内での討議に関しては発言の自由がそれなりに保証されていたこの過程で見られたのは、「上」からだけでなく「下」からも「社会主义堅持論」が噴出をしたという現象であった。この言わば共産党内部の「草の根保守主義」的傾向は、ベトナムにおいては冷戦が熱戦として体験されたという歴史と不可分の関係にあるように思う。

第2は、「なかったものではなくならない」という側面である。これは、ベトナムの「社会主义体制」が最も国権主義的色彩の強かった60年代においても、国家は社会を完全に包摂することはできなかったという点に着目する議論である。その結果として、当時の北ベトナムは、「社会主义的工業化」の達成には失敗した（もちろん、戦争も大きな原因ではあるが）が、社会の活力は温存されることになった。そして80年代の改革で、国家の社会に対する統制が大幅に緩和されるに及んで、社会はその活力を發揮して、ある程度の経済活性化を生み出す原動力になり、その結果として、「社会主义体制（この場合は共産党支配）」が崩壊するような事態に至らずに、今日まで来ているというのが、この見方である。

第3は、「ベトナムの政治文化に融合した社会主义」という側面である。「社会主义」がナショナリズムや伝統的道徳観念と結合することによって体制を成り立たせているという状況は、ベトナムに限らずアジアの「社会主义体制」に共通した特徴である。人類普遍的な価値としての

「社会主义」が動搖している今日、ベトナム共産党がこの方向をより強化したいと考えていることは疑いのないようである。

ベトナム共産党は第7回党大会で、「マルクス・レーニン主義」と並んで、「ホーチミン思想」を、「党的思想的基盤」として規約に明記した。これは、従来「マルクス・レーニン主義」の「民族化」という発想に警戒的で、「毛沢東思想」とか「金日成思想」という表現に批判的であったベトナム共産党からすれば、新しい転換である。ベトナム共産党は、この措置によって、たんにホー・チ・ミンのカリスマ的影響力にすがるだけでなく、「ホーチミン思想」の源泉という論理で、儒教をはじめとするベトナムの伝統的価値観を積極的に体制の強化に活用しようと試みるようになっている。

第4は、資本主義世界経済に参入するための「社会主义」という側面である。この一見すると全く相矛盾する二つの課題は、「政治的安定」という要素を加味することによって整合する。ベトナムが、資本主義世界経済に参入する際の差し当たりの「売り物」は安価な労働力であるが、この面で競合関係にある中国やフィリピンなどに比べても、ベトナムのインフラストラクチャーの整備はきわめてたちおくれている。そのような状況のもとでは、ベトナムはその「政治的安定」といういわば「政治的インフラストラクチャー」を強調することによって、外資導入を勧誘する以外の道はない。この「政治的安定」が世界経済への参入のための至上命題であるとすれば、当面は、政治的多元主義や複数政党制の採用など、政治的混乱を招きかねない方策はとらず、「社会主义」という看板のもとで共産党一党支配を堅持した方が賢明ということになる。

したがって、一口に「社会主义の堅持」とい

特集・東アジア経済と日本の労働者

っても、そこにはきわめて多義的な意味が存在していることに、我々外部の人間は注目すべきであろう。「社会主义」という看板だけで、相手を判断できた時代は、ベトナムに関して明らかに過去のものとなっている。

今年に入って、ホーチミン市のいくつかの外資系企業で、75年の解放以降では最大規模の労働者の自然発生的なストライキが何件か発生している。これは、これらの外資系企業が、ベトナムの法律で定められた労働協約を結ばず、月35ドルという最低賃金を研修期間といった名目で無視して、より低い賃金しか支払っていないなったことなどが原因で発生したものと言われている。「社会主义」という看板の意味は、実はこうした現実の中で鋭く問われているのである。

4. カンボジア情勢をめぐって

さて、次にカンボジア情勢に入りたい。本稿を執筆している時点で、カンボジア情勢はポル・ポト派の総選挙参加拒否、UNTAC攻撃の強化によって不透明度を増している。今後の事態の展開は、予断を許さない状況なので、ここではカンボジア情勢の基本的な見方についてのみ言及しておきたい。

今日のカンボジア情勢をめぐって、しばしばパリ協定が維持されているのか否かが、日本政府のPKO参加の前提条件の存否とも関連して問題になっている。ポル・ポト派を含めたカンボジアの紛争当事者四派の合意を、協定の本質的な部分と見れば、現在の状況はこれからは逸脱していると見るほうが自然であろう。しかし、これは、現在のカンボジアでパリ協定調印の時点では予測もされなかつたような事態が展開しているということと同義ではない。

そもそもパリ協定には、ポル・ポト派も加えた四派の参加した和平という「表」の論理と、

プノンペン政権の行政機構に依拠して、その上に最高国民評議会（SNC）が乗り、それを国連暫定統治機構（UNTAC）が監視するという構造をもっているという「裏」の論理の双方が含まれていた。かつての自国民の大量虐殺の体験から、人々の拒否反応が強く総選挙での勝利が望めないポル・ポト派が、軍事力という唯一の資産に頼って協定の枠組みの破壊にかかることは、当初から予想された事態であった。にもかかわらず、和平協定が「四派」という形式をとったのは主要には、中国など、従来のポル・ポト派支援国の面子を立てるためであった。

他方、「裏」の論理でプノンペン政権に大きな役割が期待されていたのは、パリ協定の締結時点でカンボジアの大半を統治していたのが同政権であり、その行政機構に依存する以外に、国連などの役割の發揮のしようもないという、カンボジア国内の現実を反映したものであった。このプノンペン政権は、確かに1979年にカンボジアに進攻したベトナム軍によって擁立された政権であったが、ポル・ポト政権下の圧政を生き延びた人々の「生きたい」という欲求を基盤として、カンボジアの政治勢力としては最大の基盤を急速に形成することができた。もっとも、プノンペン政権が基盤とした社会は、ポル・ポト時代の体験で国家の社会への介入には極端に警戒的になった社会であり、同政権はいわば「社会に寄り添う」形でのみ基盤拡大が可能だった。そのため、徴兵と徴税という、通常の独立政権を支える二つの基盤の形成は、同政権にとっては難題であり、この弱点を補うための外部への依存体質は、同政権の本質的弱点であった。

プノンペン政権の主権を尊重するという方式が、中国を含めた国際社会にとって受け入れがたい選択肢であったため、パリ協定は、ポル・ポト派の参加と UNTAC の大きな役割を承認さ

特集・東アジア経済と日本の労働者

せるという譲歩を同政権に強要したわけだが、協定実施過程で同政権の行政機構が決定的役割をもたざるをえないことは、国際社会にとっても暗黙の前提であった。この「暗黙の前提」は、UNTACの活動開始後、次第に現実となり、そのためにはポル・ポト派は、UNTAC下の総選挙が「ベトナムの傀儡であるプノンペン政権を正統化する」として反発を強めているのである。

プノンペン政権の外部への依存体質、それと密接に関連している汚職体質は、UNTAC統治の出現によってさらに強化されてはいるが、カンボジアが半永久的に国連統治下に置かれるといった、現在の国連の事情ではとりようのない選択肢を別にすれば、カンボジアの自立のための唯一の選択肢は、プノンペン政権の行政機能が麻痺してしまわぬうちに総選挙を実施して、国際社会が広く承認する政権を発足させるとい

う道以外にはないだろう。

そもそも、「ポル・ポト派の脅威」なるものは、国際社会がカンボジアに押しつけた脅威である。ポル・ポト派に対する中国やタイなどの直接的な軍事支援はもちろん、プノンペン政権の正統性を否定するために、かつてのカンボジア正統政府の担い手であったポル・ポト派の存在を容認してきた日本をはじめとする西側諸国の責任も大である。総選挙を前にして、自らまいた火種が自分に降りかかってきた時、どれ程、事態に冷静に対処できるかが、国際社会に問われているのである。拙稿が読者の目にふれるのは、いまのところ総選挙の後という予定であるが、カンボジアの当事者と国際社会の英知がこの重要な局面で発揮されることを期待したい。

(東京大学助教授)

北海道から沖縄まで居ながらに楽しめる
野外彫刻の世界!

藤田観龍 [著]
A4判・上製
税込定価5800円

青空に浮かぶ雲、若葉や紅葉、四季折々の自然のなかでみごとに耀く野外彫刻—その魅力がたっぷりと味わえる。北海道から沖縄まで全国各地のさまざまな空間を彩る代表作をはじめ、具象や抽象、和平のモニュメントなど力作143点をみずみずしく再現。

写真集
彫刻のある風景

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 新日本出版社 ☎03(3423)8402営業 振替東京3-13681

日本企業の海外進出と日本の労働者

大林 弘道

1. 日本経済の現況と海外進出

(1) 日本経済の現況

日本経済の現在の景気指標は、なおほほ不況を示しているが、近時いくつかの指標には底入れの気配が現れ、株価の回復もあり、また、アメリカ経済・アジア経済の回復の兆しが顕著になりつつあるため、円高の進展にもかかわらず景気回復への期待は日増しに高まっている。

日本経済の現況について、日米共通的な「複合不況」つまり従来型の有効需要不足による景気後退ではなく、金融の自由化の帰結として生じた金融部門の経営悪化にリードされて引き起こされた新しい不況という把握が有力であるが、不況の発生と展開について日本が置かれてきた具体的な固有の状況の理解を深めることが必要であると思われる。すなわち、1980年代、規制緩和・民営化そして金融自由化が進行するなかで、85年に劇的な円高が進展し、いわゆる円高不況に突入し、一方でそれを契機に日本企業の海外直接投資が飛躍的に増大するとともに、他方で超低金利政策による景気回復が図られた。そして、後者が海外直接投資による産業喪失を基盤とした舞台上で「バブル」景気を現出させていったのである。それゆえにエクイティ・ファイナンスに依存した設備投資の激増による供給力の増大は、そもそも産業の広い沃野の需要

創出力を欠いていたのであり、一転「バブル」崩壊による「バブル」を前提にした投資・消費の減退は、生産・設備過剰を一挙に深刻化した。また、不良債権の累積による金融機関の「貸し済り」は、通常の景気回復過程がたどる中小企業・第3次産業などに対する融資の緩和による投資回復を不可能としている。こうして、実物経済の基盤となる産業構造の空洞化と不良債権の累積が現在の不況の回復を困難にしている。そして現在、不況下の株高によるバブルの再来の危険と円高による景気回復の遅延が懸念されているのである。

(2) 1985年円高と海外進出

1985年秋に開始された円高による輸出の困難化は輸出関連諸産業に決定的な打撃を与えた。わけても、中小企業が結集する輸出地場産業は存立の岐路に立たされる状況になった。輸出成約額の減少・輸出成約価格の低下、受注残の食いつぶし、資金繰りの悪化、操業短縮、休業等に見舞われる輸出地場産業の範囲が円高の進行とともに拡大していった。しかし、そもそもこの時期の輸出地場産業の輸出の日本の輸出総額に対する比率は一桁台であって、ここに日米の貿易不均衡の要因があるかのごとき認識がむしろ問題であった。輸出地場産業の輸出を減少させたところで日米の貿易不均衡は解消するわけではなかった。だが、皮肉なことに円高による

特集・東アジア経済と日本の労働者

貿易不均衡の是正は輸出地場産業の輸出に対してはとりわけ有効であったのである。このような輸出地場産業は、既に1960年代から発展途上国の追い上げに苦しんできており、その間廃業、事業転換、海外生産化などに積極的に取り組んできたが、今回の円高の急進展はこのような傾向に最終的な決着をつけるものであった。

円高が打撃を与えたもう一つの分野は、電機・自動車を中心とする機械産業および鉄鋼・石油化学などの素材産業であった。円高の急進展によって、それらの輸出産業は、生産コスト削減、経費切り詰め、製品の高付加価値化などの対策とともに製品価格への転嫁によっても対応した。しかし、国内手取りの売上高を減少させない程度の値上げも必ずしも容易ではなく、結局は一方で労働者に対する雇用調整と、他方での下請け部品企業群に対する部品価格や加工賃の値下げ等の対策に大きく依存していった。公正取引委員会や通産省・中小企業庁は要請、通達などを通じて親企業の下請け企業に対する円高転嫁がないように努力していたが、事態は再値下げ要求、手形サイトの延長など一層深刻な方向に進むばかりであった。こうしたなかで、さらに親企業は、下請け生産部品の海外通達に切り替えなどを進展させ、自企業とともに部品企業の海外生産化の選択を必然化・現実化し始めていった。

以上のように1985年以降の円高の進展は、大企業、中小企業の海外生産の一大飛躍、1970年以降本格化した日本企業の海外直接投資のもう一段の画期的な増大を示したのであった。1985年度投資件数2,613件、投資金額12,217百万ドルであったものが、その後1989年度まで前者において3,196件、4,584件、6,077件、6,589件、後者において22,320百万ドル、33,364百万ドル、47,022百万ドル、67,540百万ドルとなった。

この時期の直接投資における顕著な特徴は、業種別に「製造業」および「不動産業」を含む「その他」の、地域別に「北米」「アジア」への投資件数・金額の急増であった。業種別では、直接投資の急増期には「製造業」が割合が大きくなるという従来の傾向が今回もより拡大された形で出現し、また、「不動産業」を含む「その他」が国内経済の円高不況からの回復とともに増大していった。地域別では、「アジア」への投資で始まった日本の直接投資がその後次第に「北米」に拡大していったのであったが、ここへ来て「アジア」が再び増大した。つまり、「アジア」への製造業投資が、85年秋円高以降の海外直接投資の基軸になっていることが示された。また、中小企業の直接投資は商業と並んで製造業に多いことに特徴がある。現在では、NIES から中小規模の企業の ASEAN 諸国への直接投資は顕著になっており、中小企業の直接投資ということ自体が日本企業の特徴とはいひ難くなっているが、大企業との特有な関連を通じて、すなわち中小企業の問題性を包含した諸特徴を表現しているということに日本企業の直接投資の特質がある。

さらに、海外直接投資とともに、技術輸出・「委託加工生産」・「開発輸入」などの形態での海外進出が進展した。たとえば日本企業が、日本から原材料や部品を現地企業に供給し、加工・組立の後再び日本に輸入する「委託加工貿易」について統計的に見ると（国際収支統計における貿易外収支の「その他の収支・民間取引」の支払いの増加）1985年以降91年まで、15,110百万ドル、17,484百万ドル、22,506百万ドル、27,047百万ドル、33,152百万ドルと増加が顕著である。こうして、中小企業も含む日本企業の海外進出は直接投資を主軸にしながらも多様な方式で活発に展開してきたといふことができる。

(3) 日本企業の国際生産ネットワーク

日本企業の1985年円高後の海外直接投資先は、当初 NIES が目指されていたが、投資の増勢が強まるにつれて、ASEAN 諸国に移っていった。しかもタイ→マレーシア→インドネシア・フィリピンという順序で投資ブームを形成し、移動しながら、ASEAN 全域に拡大していった。そこでは次のような特徴がみられた。①投資目的において、それら投資先諸国から米国、日本、アジア諸国への輸出を当初から目標とする進出であった。②大企業において再編成されていった生産製品構成に見い出される傾向は、国内生産品=高級品・高度技術製品、NIES 生産品=中級品・低位技術製品、ASEAN 生産品=労働集約製品とに振り分ける生産体制が形成されていったことである。③ ASEAN 諸国の投資先としての優位性は、低賃金などの労働条件と外資誘致政策にあったから、日本をはじめ先進国の大企業の直接投資ばかりでなく、日本の中企業や、NIES の企業の進出を誘発した。したがって、それらの進出にともなう労働力の不足、賃金の上昇は早晚出現することは必至であった。このことは、中国、ベトナムへの低賃金を求めての直接投資ブームの早期到来を予測させることでもあったし、事実その後それらへの投資が急増した。

ASEAN 諸国への日本企業の進出には、米国市場への輸出志向の濃厚な労働集約製品に特化した企業が、1970年代に引継いで多数含まれていた。それらの企業のなかには、85年円高によって初めて海外進出した企業ももちろん多かつたのであるが、かなりの数の企業が、NIES から ASEAN へと生産基地を展開した企業であった。これら企業はいうまでもなく既進出の国・地域からの撤退を含んでいる場合が多かった。その撤退は進出国において経営破綻をきたした

というよりも、労働条件を中心とした経営環境の悪化を理由とした。そのような理由付けによる撤退は、進出当該国の労働者にとっては納得的な事態ではなく、また、撤退に際しての労働者の権利への配慮・保護などの要件を欠いたためいくつかの企業において国際間の労働紛争を生じることとなった。このような企業の問題はいわゆる《渡り鳥企業問題》として浮上したのであった。低賃金をひたすら求める企業の「合理的行動」による資本移動と進出先進国の外国企業の招致による雇用の確保・産業振興の矛盾を証明するものであった。また、ASEAN 諸国にあっても労働集約産業の振興による経済成長は、それら製品が日本などの市場の拡大の限界に直面していると同時に、韓国・台湾における外国企業との合弁・非合弁企業の ASEAN 諸国への進出があり、さらに中国・ベトナムなど追い上げが現実化するにつれて困難になり、それら産業をさらに振興するとしても技術水準の高度化、高度技術製品への転換などをなお一層計っていかなくてはならなくなつた。

ASEAN 諸国各国に日本企業の直接投資が広範囲に拡大していく過程で、日本の機械産業の大企業は、NIES、ASEAN さらには中国・ベトナムまで包含する部品調達・組立生産・販売ネットワークを形成していった。それは、国内での生産と販売に関わる種々のネットワーク形成を国際的な、いうところのグローバルな視野と規模のなかで形成していった。それは同時に、利潤の再投資の展開ももはや日本を離れた国際間で実現することになった。したがって、それら機械産業の部品企業も客観的には当然にそれらのネットワークのなかに位置付けられて経営することになった。しかしながら、下請け中小企業の海外進出も下請け階層の末端階層の企業まで同調することには結局ならなかったので、

特集・東アジア経済と日本の労働者

海外進出部品中小企業も国内ならば再下請け企業に発注するところの部品製作・部品加工を上述のように当初ばかりでなく引き続き内製することとなり、国外における下請生産のメリットの実現困難の負担をそれら企業が引き受けざるをえなかった。このことは、投資先国のいわゆる《産業裾野問題》として、ASEAN 諸国が今後とも産業発展を維持することが可能かどうかの試金石となり、また、日本の部品中小企業の一層の海外投資を喚起・促進する政策を誘発することとなっている。

以上の1985年円高にともなう日本企業の海外生産の本格化については産業空洞化の懸念が指摘されたが、「バブル景気」の経済状況のなかで、その危惧は忘れ去られてしまったごとくであるが、それは、現在、産業の国民経済的編成の偏倚、すなわち①国内製造業の衰退と下請け生産における基礎技術の崩壊、②第三次産業の退廃的な膨張、③大企業の多国籍化による労働力雇用の停滞などとして現出している。

2. 大企業のリストラクチャリングと中小企業・労働者

(1) 製品戦略の転換・生産体制の再編成

大企業は今回の不況に際して経営戦略の中核にリストラクチャリング（事業の再構築）を据え、強力に推進している。それは生産の基礎の変革と同時にバブル期の財務構造の歪みの残務処理を背負わされたものとなっている。

不況の際に常に登場する製品戦略である汎用製品・定番製品から特殊製品へのシフトだけでなく、つい最近まで強調されていた消費者ニーズの個性化・多様化あるいは新素材の開発に対応しての多品種化とは全く正反対の製品種目の削減や製品の簡素化が実施されている。つまり、無駄な機能の排除、部品点数の削減、新技術の

導入をすすめ、性能を維持したままあるいは向上させながら製造コストの削減と低価格へ対応できるような困難な製品戦略こそ現在の典型的なのである。また、製品戦略の転換にともない多数の企業で工場・設備の合理化が行なわれている。最も特徴的であるのは、工場の集約化・統合であり、国内工場の再編成は総じて工場数の削減という方向にあるのに対して、海外工場のそれはその数・規模を増大させる方向で展開され、国内外工場が一体化となって再編成が進展している。

(2) 販売の効率化・販売戦略の転換・提携・合併

国内市場の冷え込みは営業・販売部門の強化につながるが、現在従来にも増して大胆な戦略が実施されつつある。

たとえば、系列ないしは子会社の販売会社の統合である。通常経営規模の適正化による効率化を図るのであるが、卸売機能をもつ販売会社を集約化することによって営業や物流の効率化が目指される。あるいは、異種業務の子会社が統合されて異種提携、製販一体などの相乗効果を狙う場合もある。

また、メーカーがディーラーないし系列店に対して実施している、いわゆる事後調整やバックマージンの廃止が行なわれようとしている。これは流通系列化の問題として日米構造協議の課題でもあるが、それをもにらみながら、不況の深化の中での低価格競争への対策として提起されているところに今日的特徴がある。

さらに、提携・合併が急速に進展している。複数の企業の間で従来の系列を超えた相互OEM（相手先ブランドによる生産）、不得意製品の他社への相互生産委託、販売先の相互融通、標準規格の採用の提携、規格統一への合意などが不況脱出策として、あるいは長期的な視点から推進されてきている。さらに、自動車業界におけ

るよう内外市場における車種・工場の再編成を軸に複雑な提携が行なわれ、将来の合併が予想されている。需要の落込みで設備過剰となり価格下落が続く製紙業界での引き続く大型合併、多角化縮小基調の中での鉄鋼トップ企業の半導体企業の買収など劇的な本格的リストラクチャリングが進んでいる。

以上のリストラクチャリングの多面的な動向は製造業のみならず、他の産業分野にも見られ、国際的な視野の下で急速かつ広範囲に拡大している。

(3) 中小企業に対する新たな要請

大企業における、これまでにないリストラクチャリングは、中小企業とその労働者に大きな影響を与えている。むしろ、多くの場合大企業のリストラクチャリングは始めから中小企業との関係の変容を含意したものとさえいえる。リストラクチャリングは、いずれも不況による当面の需要の減少に対する供給の量的調整を目指すものであり、リストラクチャリングに踏み切った大企業の下請け中小企業はもちろん、関連の中小企業も受注の減少に直面した。しかし同時に、不況・安値競争や円高基調は販売価格の調整を必要としたため、コスト削減の手段として購入原材料、部品などの納入価格の引き下げ要請を迫られることになった。このような傾向に拍車をかけた内製化・内部化のこれまでにない進行である。バブル景気の時期に増大した設備や人員の過剰の緩和などのため、また、製品の重要度や技術革新の可能性の観点から、従来他企業に発注していた製品や業務を内製化・内部化する企業が増加している。

(4) 雇用調整と労働者の立場

雇用調整は、①残業規制、②新規学卒者の採用削減、③欠員補充・中途採用の停止、④パートタイマーの解雇、⑤希望退職者の募集、⑥関

連・関係企業への出向、⑦企業内での配置替え、⑧一時帰休制度の実施、⑨指名解雇の順に実施されるといわれる。現在はそれらすべてが実行に移されており、従来のパートタイマー・ブルーカラー中心の雇用調整から彼らの雇用調整をも含むホワイトカラーないし管理職までの雇用調整に及んでおり、それも指名解雇に近い形でさえ実施されている。また、雇用調整とはされない、いくらかの特典のついた早期退職定年制なども実施され始めている。このような雇用調整に対して政府は「雇用調整助成金」の拡充的適用などで対処しようとしており、助成額は93年度過去最高の600億円を超えるとしている。しかし、それは解雇を回避することが目的だとされているが、事実上国内工場の閉鎖と海外への生産移転の円滑化を図る役割を担っている場合が少なくない。

要するに、不況に至る経過も、不況の中で展開されるリストラクチャリングも、雇用調整の過程で明らかになりつつある年功賃金や終身雇用などの日本の労働慣行の「崩壊」も、伝えられる株主優遇・配当重視への転換による賃金低下圧力の増加も、以上に述べてきた大企業を中心とする国際的経営展開とそれによる産業構造の変化を基盤としているのである。大企業の海外進出・対外膨張が国内の労働者・中小企業に対する一大攻勢となっている。

(神奈川大学教授)



アジア労働者との連帯

原 嘉彦

はじめに

1985年2月、「発展と新国際秩序」をテーマにインドのニューデリーで第1回アジア・太平洋労組会議が開催されたことは、アジアにおける労働組合の連帯行動を発展させるうえで大きな契機となった。この会議には、加盟する国際組織の違いを越えて多くの労働組合が参加し、採択した「宣言」を実行するための「アジア・オセアニア労働組合調整委員会」(第2回会議でアジア・太平洋～に改める)を設置した。なお、第2回会議は、「発展・平和・安全保障をめざす地域協力」をテーマにフィリピンのマニラで開催されている。アジア諸国のさまざまな傾向の労働組合が結集し、常設の機関を設けて継続的活動を展開しはじめた意義は極めて大きいといえる。この背景には、「宣言」でも強調しているように、多国籍企業の搾取・支配の強まりとエスカレートする軍拡競争のもとで、主権侵害と貧困に反対するたたかいの高揚があったことはいうまでもない。しかも、この年の「プラザ合意」を契機に日本独占資本の東南アジア進出が急激に拡大し、また日米軍事同盟のもとでの日本の役割分担の拡大と軍国主義復活強化がすすみ、アジア諸国人民の前に新たな脅威となってきた現われたのである。こうした情勢の新たな展開は、日本とアジア諸国の労働者の前に、共

同の課題をいっそう大きく提起している。

1. 大企業のアジア進出と連帯の条件

(1) 急増する東南アジア投資とその特徴

戦後における東南アジアへの海外直接投資は1950年代から始まるが、当初は重化学工業化に伴う鉄鉱石、石油などの資源確保を目的にしたものであり、60年代後半からは貿易収支の黒字基調と海外直接投資自由化措置の実施にともなう繊維、電機、機械など労働集約型産業の進出であった。だが、80年代後半以降それは大きく変化する。85年秋のG5=「プラザ合意」による「円高・ドル安」への誘導によって、日本の大企業はそれまでのようないくつかの輸出の持続的拡大が困難になり、国内的には「経済構造調整」、ME「合理化」を強行し、他方、それまでの主要輸出先であったアメリカやECへの直接投資を展開するとともに、東南アジア地域の低賃金を利用した新たな生産拠点・輸出拠点づくりを急拡大した。すなわち、ASEAN(東南アジア諸国連合)5カ国への直接投資額は、1987年から90年までの4年間(129億7300万ドル)で、それまでの4年間(36億6700万ドル)の3.5倍にも増大した¹⁾。こうして、従来の資源開発型・労働集約型はそのまま残しつつ、新たに加工組立型産業に重点を移行したのである。これにつれて中小下請企業の直接投資も急増した。また、不動産部門、金

特集・東アジア経済と日本の労働者

融・保険部門、サービス部門への投資も著しく進行したのである。

ところで、日本の大企業が最大の利潤を求めて低賃金労働力の豊富なこの地域に生産拠点を移していくことは、必然的に国内産業の活力を減退させ、大量失業をつくり出すなど、産業「空洞化」を引き起す。もちろん一部の企業では、ASEAN 諸国の工業化の進展にともなって、機械設備・原材料など資本材の輸出の拡大で当面は潤っているが、進出企業のなかで原材料の現地調達割合が高まれば、それだけ国内での生産が縮小していくのは確かであろう。また、今日の ASEAN 諸国への投資の拡大は、低賃金利用による第三国への輸出を主な目的にした生産拠点づくりであり、ASEAN 域内での購買力の拡大＝域内消費市場の形成をめざしたものではない。したがって、日本企業の投資と生産が大きくなればなるほど、輸出相手国との貿易不均衡が強まるであろうし、同時に、ASEAN 諸国での国民の不満と労資の対立も激しさを増すであろう。今日の投資拡大は、こうした要因を進行させているということでもある。

(2) 大企業の利益とアメリカのアジア戦略に奉仕する ODA

ところで、日本独占資本のアジア諸国への直接投資は、ODA（政府開発援助）によって支えられている。ODA は多国籍企業の活動を支えるためのインフラ整備とともに、進出先国の支配層の政治的立場の強化とその経済的利益をはかるに重点がおかれている。歴史的にみれば、わが国の ODA・経済協力のアジア偏重が形づくられたのは、ベトナム戦争の泥沼化のなかでアメリカがアジアにおける反共防衛線の再構築のために、日韓基本条約（1965年）や ASEAN の結成（1967年）などをすすめた時期であった。

日本の経済援助と投資によって東・東南アジア

諸国の政権の安定と結束をはかるというアメリカの要請によるもので、それを受けて65年以降アジア諸国への日本の ODA は急増した。70年代に入ってからは、パクス・アメリカーナの弱体化にともなってアメリカの戦略援助を補完（肩がわり）する形でアジア以外の地域にも広く拡がっていくが、アジア偏重の傾向は持続されている。つまり、日本の ODA の特徴は、アメリカの戦略援助を補完するものであるとともに、日本独占資本の海外進出を助成するものだということである²⁾。したがって、日本の多国籍企業のアジア進出は、アメリカのアジア戦略のもとでの日本の役割分担という政治的枠組みに依拠して進められているということである。

わが国の ODA は地理的利害と歴史的経緯によってアジアなかでも ASEAN に大きく傾斜しているが、たとえば1990年度についてみれば、59.3%がアジア地域に集中し、さらにその 5 割強は ASEAN 6 カ国（含ブルネイ）が占めている。その中味は、「贈与」43.5%、「政府貸付」（円借款）56.5%であり、「政府貸付」だけに限れば全体の70.7%がアジア、その 6 割が ASEAN 5 カ国（ブルネイはゼロ）へと、さらに集中度は高まる。こうした傾向は、90年度に限らず一般的でもある³⁾。つまり、わが国の ODA・経済協力は極めて「商業主義的色彩」⁴⁾ が強いのが特徴である。すなわち、「経済協力」費全体に占める ODA の比率が OECD の開発委員会加盟20カ国平均より著しく低く、より商業的因素をもつ「その他の政府資金」(ODF) や「民間資金」(PF) の比率が高くなっている。また、ODA のなかでは「贈与」の比率が著しく低い。しかも、「贈与」の約半分を占める「無償資金協力」の実施にあたっても、他の借款同様、計画から成約、実施のすべてにわたって日本のコンサルタント会社や商社が関与し、被援助国の国民の利益よりも

特集・東アジア経済と日本の労働者

大企業の利益に役立てられている⁵⁾。

(3) 経済進出の諸結果

多国籍企業の搾取・支配の拡がりの結果、ASEAN 諸国における国民生活はきわめて深刻な事態を引き起している。その第 1 は、一次産品の下落である。多国籍企業による世界市場支配の強まりと工業化の進行にともなって一次産品の価格が下落・不安定化し、先進工業国の景気動向によって深刻な打撃がくりかえされている⁶⁾。第 2 は、そうしたなかで農村の窮乏と農民層の分解・離村、人口の都市流入がすすみ、都市では人口の膨脹と都市環境の悪化、スラムの増大が深刻化している。第 3 は、環境破壊の深刻化である。その一つは産業廃棄物による汚染であり、重金属・廃油などの危険物から生ゴミまで多くは未処理のままドラム缶で野積みされ、また工場廃水として河川や運河に棄てられ、河川や水田などの汚染をすすめている。第 4 は、大気汚染の拡がりである。工業化の進展にともなう工場、発電所、交通・輸送による排ガスと鉛の放出量が増大し、健康被害を深刻化している。これらの公害・環境破壊の多発は、ASEAN 諸国が従属性的な工業化を進めるために公害規制を緩くしていることと、それに乗じた進出企業の利潤第一主義によるものであり、現地住民との対立を深めている⁷⁾。

2. アジア労働者との連帯の課題

(1) 多国籍化した大企業への民主的規制

国際連帯の基本は、まず日本の労働者自身みずからの要求を真剣にたたかう姿勢を確立することであるが、その要求はまた、アジア労働者が直面する諸課題と深くかかわっている点でとくに重要である。

まず問題になるのは、東南アジアにおける極度の低賃金を利用した企業内下請分業によって、

欧米諸国への輸出や日本への逆輸出をすることの影響である。かつて大企業の職場では NIES などのコスト切り下げが強行され、さまざまな手段が用いられた⁸⁾。ASEAN 諸国への本格的進出は、放置すればその劣悪な賃金・労働条件との競争を名目とした厳しい「合理化」攻撃、操業短縮、工場閉鎖など、産業「空洞化」を一段と進めることにもなりかねない。したがって、まず雇用保障と賃上げ・時短を中心とした労働条件の抜本的改善および権利擁護のたたかいをすすめるとともに、それとあわせて、①海外投資およびそれと関連する事業所の統廃合、国内生産の輸入への切り替え、外国企業との提携、②大量人べらし「合理化」、労働時間・勤務体制の変更、不安定雇用への切り替えなど、大企業の海外進出と労働者・労働組合への影響について、資料の公開と事前協議制の確立による民主的規制を強めていかねばならない。なおその場合、地域経済に否定的影響を及ぼす問題については、利害関係をもつ地域諸国体や自治体にも同様のことを確立することも必要である。

次に、このような大企業に対する規制を効果的に実現するためには、国民生活関連分野での資本投資と雇用拡大の推進、中小下請け企業の労働条件改善と労働基本権確立を基礎にした経営安定のための大企業への規制、経済運営や税制の民主的改革など、国と自治体における経済民主主義の前進が必要である。なおこれとあわせて、農業問題や民族資源の問題についての資本主義的効率主義の誤りを改めさせ、自主的経済基盤と地域経済を守る見地にたつ政策を確立していくことも必要である。

最後に、以上のような多国籍企業に対する民主的規制を実現するうえでは、軍国主義と政治反動をおしそすめる個々のあらわれに反対するとともに、その根源である日米安保条約の廢棄

特集・東アジア経済と日本の労働者

の課題が必要である。

(2) 国内で雇用される外国人労働者の同権と均等待遇の実現

アジア労働者との直接的な連帯の課題の一つは、国内で雇用されている外国人労働者の不平等を改める取り組みである。今日、アジア諸国では、多国籍企業の進出によって引き起された生活の窮屈のため、日本に出稼ぎに出る労働者の数が急増している。法務省入国管理局の調べによれば、短期出稼ぎ型外国人労働者の新規入国者数は、1987年（6万9183人）から91年（11万3519人）までの5年間で1.64倍に増大した。就労目的で入国しようとして資格外のため入国を拒否された人数も、同期間に4151人から2万7137人へと6.5倍に急増している。また、滞在期限を過ぎた不法就労労働者数は、法務省の推計では91年5月1日現在で27万8892人に達し、1年前の1.7倍、2年前より2.6倍と急増傾向にある。これら外国人労働者の圧倒的多数は、アジア系外国人である。

在留資格をもつ外国人労働者には、労働条件の均等待遇、労働組合の加盟権、社会保障制度の適用が認められている。だが、日本政府が「単純労働者」の受け入れ拒否の政策に固執しているため、適法者の数倍にのぼる不法就労労働者は、入管法令優先、公務員の通報義務（刑訴法239条、入管令62条2項）、一般国民の通報者への報償金制度（入管令66条）などによって、適用されるべき労働法規⁹⁾も全く空文化されている。このため、不法就労労働者は全くの無権利な状態で、低賃金、中間搾取、監禁、強制売春、疾病・災害の無保償など、極めて憂慮すべき事態に追い込まれている。したがって、国内で雇用される外国人労働者に関しては、次の諸課題を実現するためのたたかいが必要である。

① 外国人労働者の公的受け入れ秩序の確立、

および受け入れ体制の整備。

② 現存する不法就労外国人労働者についての人権擁護と均等待遇の優先、一定の条件や期間を設けたうえでの特別在留資格の付与。

③ 在留が非合法な外国人労働者（不法就労労働者）についても、自国の労働者と同等の待遇をあたえるよう定めた ILO143号条約（「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約」1975年、14カ国批准、日本未批准）や、国連の「すべての移民労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約」（略称「移民労働者保護条約」1990年、日本未批准）の批准。

(3) 多国籍企業の搾取・支配下にあるアジア労働者との連帯

いま一つの課題は、多国籍企業の帝国主義的経済進出を規制することであり、その第1は、発展途上国の利益を尊重する立場からのODAの民主的改革と累積債務の解決への協力である。わが国のODAはOECDの開発委員会のなかからも厳しい批判が出されているように、最貧国には少く、経済インフラが中心で基礎的生活分野は少く、圧倒的に借款が多いなど、独占資本の利益に奉仕するものとなっている。また、アメリカの世界戦略を補完するものとなっており、親米政権を維持する政治謀略的支出という特徴を備えている。そして、それらの借款は膨大に累積し、「発展途上国と低開発国のはほとんどは世界銀行、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行からの借入金の返済に輸出収入の60%をさいでいる」とともに、IMFの介入を余儀なくされている。したがって、ODAの民主的改革のためにたたかうとともに、累積債務の解決に協力することが必要である。

特集・東アジア経済と日本の労働者――

第2は、進出企業の技術革新に関するたたかいへの連帶である。進出企業での技術革新について、現地の労働組合からは次のような批判が提起されている。「失業者と半失業者の大群を擁している国で…多国籍企業が…おこなう技術革新は、雇用を減らす結果を招き」、「競争力の弱い中小資本家を置き去りにして、絶対必要というわけでもないプロジェクトに乏しい外貨を流出させ、工場閉鎖や雇用の減少を招いている」¹¹⁾と。この問題に対するたたかいへの支持は、わが国でのME「合理化」に反対するたたかいとともに共通する課題を含んでいる。

第3は、労働組合の権利の擁護である。輸出加工地区や自由貿易地区では、「多国籍企業が経済的優遇ほしいままにしているだけでなく、労働法の適用からまぬがれて、ところによっては労働組合の活動を禁じている」¹²⁾し、また、いくつかの国では労働組合法や労使関係法によって労働組合の活動にさまざまな制限や圧迫を加えている¹³⁾。このため、1987年の第2回アジア・太平洋労組会議ではILO条約87号（結社の自由、団結権保護）、98号（団結権、団体交渉権）の批准と履行を要求する運動を全地域で起すことが提案されている。この二つの条約は、わが国ではすでに批准されているが、いまだ批准されていない公務員の労働基本権にかかわる105条約（強制労働禁止）を批准させるたたかいとともに、共同のたたかいとしてすすめることが必要であろう。

第4は、反核、軍事同盟破棄、中立をめざすたたかいである。多国籍企業の民主的規制と新国際経済秩序を確立してゆくためには、発展途上国に対する政治的・軍事的支配をやめさせが必要である。前記会議でスリワスタバ書記は、核兵器問題、「国際的同盟に縛られ」ての各国での軍事費の増大とそれによる経済発展の

阻害、主権の侵害などにふれつつ、「この地域に多国籍企業がますます浸透していることはたんなる経済的現象ではない」と、指摘している。これらの指摘は、日米安保条約の存続・強化とはあいいれないものであり、日米軍事同盟の破棄、独立、非核、非同盟・中立、民主、生活向上のたたかいの国際的意義を明らかにしてゆくことが重要である。

(注)

- 1) 大蔵省資料——美並二郎「重要な生産拠点としてのASEAN」『経済』1991年11月号 P.92。
- 2) 工藤晃『帝国主義の新しい展開』P.153～P.155。新日本出版社1988年。
- 3) 佐中忠司「日本のODA援助の特質(上)」『経済』1992年10月号 P.65。
- 4) 同前 P.61。
- 5) 同前 P.69～P.72。
- 6) 美並二郎「ASEANにみる日本企業の実態(1)」『経済』編集部編『日本企業海外進出の実態』P.170～P.172。新日本出版社1988年。
- 7) 田坂敏男「タイ・第五のドラゴンのジレンマ」『経済』1991年11月号 P.112。美並二郎「重要な生産拠点としてのASEAN」『経済』1991年11月号 P.98。
- 8) 鉄鋼大手5社の「中期経営計画」(1987年) 参照、『鉄鋼』新日本出版社1990年。
- 9) 「労働関係法令が国籍をとわず、また不法就労であるか否かを問わず適用される」とした1988、1.26労働省通達。
- 10) 第2回アジア・太平洋労組会議でのスリワスタバ書記の報告。統一労組懇『世界労働情報』1987年夏季号。
- 11) 同前。
- 12) 同前。
- 13) 小林康二「海外レポート東南アジア、低賃金労働力求め進出」『労働運動』1993年4月号 P.69、P.73。

(会員・九州産業労働科学研究所)



国際・国内動向

ベヴァリッジ50周年社会保障国際会議に出席して

岩田 正美

はじめに

周知のように1970年以降のいわゆる「福祉国家の危機」をめぐる鋭い議論は戦後社会保障のバイブルともいわれたベヴァリッジ体制そのもののへの批判も含んで現在もなお継続中である。この中で、ベヴァリッジ・レポートが公刊されてちょうど50年目にあたる1992年は、改めて戦後福祉国家のあゆみを総括するまたとない機会であったことは疑いもない。イギリスではこれを記念していくつかの雑誌の特集やシンポジウムなどが組まれたそうであるが、9月の末の4日間、ヨーク大学で開催された「社会保障・ベヴァリッジから50年」というタイトルがつけられた国際会議もその一つであった。この会議は、S.ラウントリーゆかりのヨーク大学社会政策研究所(SPRU)がホストとなり、ロンドン大学の福祉国家プロジェクトと共に催したものであり、同時にヨーロッパ社会保障研究所の年次大会も兼ねていたようである。40ヶ国450人の参加者と報告されたが、ヨーロッパの研究者、政策担当者が中心であり、国際会議ということから想像されるようなアジア・アフリカやアメリカの参加者はきわめて少なかった。

私が学生時代に学んだ社会保障とは結局ベヴァリッジのそれであり、日本がいかにそれに追いつかかということが課題であったわけである

から、それが今日の状況の中でどう総括されるかは大変興味があった。言葉の壁があるのでどのくらい理解できるかはさておき、雰囲気だけでもという気持ちでこの会議に参加しようと思つたったわけである。9月の末というのは前期試験中で時期も都合が良かった。前日からヨーク市に入り、当日はミンスター寺院の鐘の音で目をさまし、欲張ってヨークシャ・ムーアのツアーや午前中参加したあと、ヨーク大学に向かった。いきなり兎を見つけて驚いたほどヨーク大学は広大な敷地の中にあった。寄宿舎の設備もよいことでイギリスでは有名だと聞いてはいたが、割り当てられた部屋はホテル並の設備であった。しかし、もっと驚いたのは受付で渡された資料の厚さである。会議のタイトルを白抜きにしたブルーのキャンバス地のカバンにぎっしりAからGまで7分科会に分かれた報告者のすべてのペーパーが入っていたのである。すでに会議の前に全体会の報告者のペーパーと分科会の要旨は送られていたのであるが、全部の報告についてこのような周到な用意がなされているとはほんとうにびっくりした。翻ってわが日本の学会では、報告者が演台に立つまで、何を話すのかわからないことが当たり前になつてゐる現状である。学会とは本来こうするべきだとつくづく考えさせられた次第である。

さて、肝心の会議の内容は、エーベルスマス

国際・国内動向

の「ベヴァリッジレポート・その成立と結果」という総括的な報告が全体会でなされたあと、A 歴史的文脈におけるベヴァリッジレポートの影響、B 社会保障の競争モデル、C 制度のギャップ、D 高齢者の年金と社会保障、E 変化への対応、F 社会保障の法的行政的論点、G 社会保障の経済学、の 7 つの分科会でそれぞれ 10~12 の報告と討議がなされた。また全体会ではさらに 2 つの報告と総括の報告討論があった。鉄道博物館でのすばらしいディナーも含んだ、朝から晩までぎっしり詰まったスケジュールの中で、私の参加した範囲で印象的であった内容について以下で述べてみたい。

失業・貧困問題と社会保障

第 1 は、失業・貧困問題の増大への関心の高さと、これを克服できなかった戦後社会保障体制への批判である。この点はすでにイギリスでは伝統的な貧困研究の流れの中で繰り返し指摘され、80 年代には大陸や北欧ですら新しい貧困の存在が議論され始めた。それはサービス産業への転換の中で、女性労働者の進出、失業の増大とリンクしたパートタイマーや臨時雇用、自営業など工業化社会とは異なった新しい不定型労働者が増大したことを背景としている。これらの不定型・不安定労働者が保険原理にたつこれまでの社会保障では十分カバーされず、新しい貧困を形作っているというのである。今回の学会でも、たとえば女性労働者、パートタイマー、臨時雇用労働者、自営業者などがいかに社会保障システムに組み込まれるか、そうでないかという報告が多数行われた。パートタイマーについては、わが国では女性労働の典型であるが、今回の報告では疾病時、失業時、老齢退職後の世帯主労働としても増えていることが指摘された。また自営業者も 80 年代のイギリスで

は増大しているという。そしてこれらの形態の増大は結局は長期失業と関連している点も強調された。ベヴァリッジの前提はフルタイムの常用男子労働者の所得維持であって、これらの不定型労働者の存在は不十分にしか考慮されていなかったから、所得が低いのに十分な保障がないことになるわけである。なお、この点にかかわって、ミーンズテスト付き公的扶助の役割がベヴァリッジの時代より大きくなっている点も強調された。公的扶助を単純に残余モデルとして扱うことの妥当性が問われたことは注目されると思う。また、これは、社会保障が所得再分配機能でのみ説明されるのではなく、その前提となる雇用・労働政策の重要性、それと所得保障との相互関係を視野にいれて把握されるべきだという議論ともつながっていた。ベヴァリッジは社会保障の「前提」として完全雇用の維持をおいたわけであるが、今日ではそれは福祉国家そのものの政策であり、所得保障と労働市場政策の相互関係がきわめて重要なものになるというわけである。たとえば全体会議の報告者の一人であったオーストラリアの D. ミッチャエルは「1980 年代の福祉国家と福祉の成果」というタイトルの報告で、これまで福祉国家のタイプは所得保障の政府支出のレベル、保障手段の性格、市民権の発達などの視点からなされていたが、雇用政策の成果をも組み込んだ最終的な個々の家計レベルの貧困・不平等の「成果」からはかならずしも妥当でない場合があるという興味深い結果を披露した。

女性・家族の変容と社会保障

第 2 には、ベヴァリッジモデルと今日の女性や家族の変容とのギャップの指摘である。社会保障の議論においては、性差は中立的なものであって特にそれが問題とならないような暗黙の

国際・国内動向

前提があるが、フェミニストを中心とした批判があることは周知のところである。特に今回は働く夫と家庭責任を果たす妻というベヴァリッジの前提に批判が集中した。ベヴァリッジの社会保障対象のカテゴリーは、①雇用を通じて給付を受ける権利を持つ男性、②男性との結婚関係から給付の権利が生ずる女性、の二つでしかなかった。しかし女性の労働市場への参入が活発になり、また家族基盤がかつてほど安定しなくなると、こうした前提にたった社会保障の妥当性そのものが問われることになる。たとえば二人稼働世帯の増大、離婚、再婚、同棲、一人親世帯の増大などは、いずれもベヴァリッジの仮定した家族像からはずれてきたといえる。こうした現実とベヴァリッジの前提との矛盾が年金その他の制度における矛盾として具体的に指摘された。

ケアサービスと社会保障

第3に、女性や家族の問題とも関連しつつ近年社会福祉の大きな問題となっているのはケアサービスの社会的供給である。今回の学会で私にとって最も興味深かったのはこのケアサービスの問題を社会保障の問題として捉えなおし、そこに「ベヴァリッジ報告」と50年後の今日のギャップを指摘した報告が「ケアかキャッシュか」というタイトルでなされたことであった。ベヴァリッジの所得保障の確立は、救貧法の払拭を目指して、ヘルスは国営保健事業に、ケアサービスは地方政府の施設福祉事業に委ねるという区別を生みだした。しかしケアの領域では、財政上の理由とクオリティライフの両面からコミュニティケアの方向が次第に鮮明になった。また他方で、民営化ともからんで市場原理に立った老人ホームやケア等も増大している。これらのケアニーズに対して、現実にはさまざま

貨幣給付がなされはじめている。たとえば要介護老人、障害者などの所得保障ばかりでなく、ケアサービスそのものを対象とした手当がケアを必要としている人々、ケアを提供する人々へさまざまに支給され始めた。要するに、ベヴァリッジの想定した所得保障とケアサービスの分離が必ずもそうではなくなってきたのである。しかし、このようなケアサービスへの手当はその水準の不十分性ばかりでなく、手当支給の対象や要件の妥当性、誰がこれを支払うのか——国か地方か家族や本人の負担はどうなるか、どのような権利の下に支払われるのかなどの問題を露呈させている。さらに、年金、住宅保障、などとケアサービスとの交錯した関係も問題となるなどが指摘され、ケアサービス問題が今後の社会保障の大きな課題であることが強調された。なお、この「ケアかキャッシュか」の議論の中心となったのはホストをつとめたヨーク大学のSPRUで、ラウントリーの遺産ともいべき家計調査を含めた社会調査によってこの問題に取り組んでいることを知ったのも収穫であった。

なお、内容そのものではないが、イギリス伝統の社会保障の実証研究が、若い研究者においてはコンピューターシュミレーションという新しい形態の流行となって現れていることも別の驚きであった。またそれともかかわって今回の大会ではOECDのルクセンブルグ所得研究の国際比較データーが多数の研究者に共通に使われていた。想像以上にヨーロッパの研究は共通の土壌を持ち始めているようである。

(会員・東京都立大学助教授)

国際・国内動向

「タクシーのあり方を考える国際シンポジウム」をふりかえって —規制緩和の問題点とあるべき規制改革に関する論点—

桜井 徹

シンポ開催の背景

臨時行政改革審議会＝第三次行革審は、昨年6月に提出した第3次答申において「公的規制の見直し」の一環として、タクシー事業の規制緩和を提起し、現在、運輸政策審議会は、それを具体化する方向で議論し、6月にも答申を提出するといわれる。同一地域同一運賃制の見直しと参入自由化が焦点である。

この規制緩和は、第二臨調・旧行革審下の87年4月の国鉄の分割・民営化、新行革審下の89年11月の物流二法によるトラック事業の規制緩和に次ぐ、交通運輸事業における第3番目の臨調・行革路線の具体化であるともいえるが、特徴的なことは、規制緩和が消費者の利益になるという観点から提起されていることである。

したがって、規制緩和が消費者の利益になるのかどうか、タクシー労働者の労働条件にどのような影響を与えるのかを、諸外国の経験やわが国の歴史を踏まえつつ、規制緩和論を理論的に批判していくことが重要である。だが、それだけでは不十分であり、公共交通としてのタクシーの位置付けを含む規制のあり方についても積極的に提起していく必要がある。

さる3月24日、全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）が都内のホテルで開催した「タクシーのあり方を考える国際シンポジウム」（＝

The International Symposium for Ideal Taxi Transportation）は、同組合の数回の欧米調査を踏まえて、まさにこの2つの問題を国際的規模で解明しようとしたものである。

シンポジウムの概要は、別表のようであるが、このシンポの総合司会をおこなった者として、上述の2つの問題に関わって、解明された、ないしは深められるべき論点をのべたい。

規制緩和の弊害と規制緩和論の問題点

まず規制緩和の弊害と、規制緩和論の問題点についてである。

規制緩和の弊害については、一度は規制緩和したもの再規制に移行したシアトル、アトランタ両市代表の報告によって明確になった。すなわち、アトランタ市は1965年に参入自由化を実施したが、車両の不良整備、労働条件の悪化＝運転手の質の低下（英語が話せない、地理に不案内）、短距離客への乗車拒否、最短コースを取らないことによる運賃引き上げなどの苦情が利用者だけでなく、アトランタ市の経済的地位の低下を心配する実業界からも出され、その結果、80年に設置された特別調査委員会の「タクシーの数量規制がサービスの質の向上をもたらす」という見解（所得の向上＝運転手のモラルの向上）に基づいて翌年、タクシー台数が凍結され、従来の固定運賃制に加えて一部地域に均一運賃

国際・国内動向

制が導入されるとともに、運転手の資質の条件、会社の記録の管理と車両安全基準などの規制が強化された。

1979年に参入の自由化と運賃規制の撤廃を実施したシアトル市および隣接のキング郡でも、近距離客への乗車拒否、不当な運賃の設定などの問題が発生し、84年以降の一連の改正で、シアトル市では最高運賃制が、キング郡では固定運賃制が採用されるとともに、双方とも参入規制が実施された。さらに、地域タクシー委員会から、シアトル市とキング郡で異なる規制の統一・簡素化を図ること、タクシー組織認可の設立による業界の責任強化、車両の設備の安全基準と定期検査などのサービス向上の施策を提言している。

こうした規制緩和の失敗の経験や、ロンドン、ローマでの規制緩和反対運動およびわが国における規制の歴史的経緯などの議論を通じてほぼ確認されたことは、タクシー・サービスには、消費者の選択の余地がないこと（近年、情報の不完全性という概念で説明される）、安全、安心で快適なサービスの確保が必要であり、その前提としてタクシー事業の経営の安定、労働条件の向上が不可欠であること、また、移動の自由を保証する公共輸送の一部であるなどの性格、したがって、規制緩和論者が主張するように自由競争に委ねられるべきものではないということである。この点は、消費者の選択の自由を強調された消費者団体の太田氏も認められたところである。たとえ自由競争によって、運賃が低下することはあっても一現実にはその保証はないし、あったとしてもわずかであろう一、そのことによって生じるサービスの低下、安全性の低下は極めて問題なのである。

これに関連して指摘すべきは、運賃や参入規制のような経済的規制と、車両の安全基準や運

転手の資格要件などの社会的規制を分離し、後者を維持すれば前者を緩和してもよいとするもうひとつの規制緩和の論拠についてである。

この二つの規制に密接な関連があることは、平井教授の報告や板垣弁護士の意見発表で詳細に述べられたが、すでに、アトランタやシアトルの事例がそのことを示している。

もちろん、ロンドンの場合は、一定の資格を持つ人は誰でもタクシー事業に参入できる。だが注意すべきは、資格、車両基準や運転手の資格基準が極めて高く、後者についていえば、主要な建築物、病院、劇場、鉄道駅に加えて、チャーリング・クロスから半径4マイルの全ての道路に習熟するなどの「ノリッジ・オブ・ロンドン」を修得しなければならないのであり、修得に通常2年かかるという。社会的規制が経済的規制を代位しているのである。逆にいえば、社会的規制を強化することなく経済的規制を緩和すれば、その弊害は大きいのである。しかも、ロンドンでも運賃が規制されている。

るべき規制の姿に関する若干の論点

次に、第2の問題、るべき規制の姿を考える上で、このシンポジウムから学ぶことができた点を指摘しておきたい。

第1に、同一地域同一運賃制を維持することが望ましいとしても、よりきめ細かい運賃体系も考えられるのではないかということである。わが国のような距離別、ないしは昼間、夜間の時間別運賃制の外に、外国では地帯別の均一運賃制が採用されたり、乗客の人数で異なる運賃など多様である。この点をより掘り下げることは、先の太田氏の見解にも応えることになる。

第2に、タクシーの今後のあり方について。一方では、身体障害者や高齢者の移動の自由を保障する手段として、他方では、地球環境保護

国際・国内動向

のためにも自家用車を抑制する公共輸送機関の一環としてタクシーを位置付けるべきだということが強調された。

ロンドンでは、2000年までにはすべての車両に車椅子で乗車できるように整備されることになっており、障害者に6ポンドの運賃に対して1ポンド支払うというように公共補助が行われている。シアトルでは貧困層や障害者・子供のためにタクシー・クーポン券が給付されている。さらに安部助教授も、スウェーデンのストックホルムのタクシー会社の営業収入の6割が、福祉タクシーによる収入になっていることを報告された。

自家用車の利用を抑制し、環境保護を促進するということについていえば、イタリアでは、この観点から燃料税への公共補助がなされているし、ローマ、ナポリ、ミラノの3大都市では大気汚染防止の観点からも15時から3時間にわたって民間の自家用車の流入を禁止している。この措置によってタクシーの生産性は30%上昇したと言われている。なお、ニューヨークでは参入規制の根拠の一つが環境汚染の防止であることにも留意する必要がある（拙稿「タクシー規制緩和米国調査を終えて」『自交労働者月報』1992年8月号、参照）。

第3に、規制の主体についてである。ここには、二つの論点がある。一つは、自治体か中央政府かである。アメリカでは自治体が規制の権限をもっている。イタリアでも全国的レベルに適用されるタクシー基本法が成立したが、規制の主体は自治体である。これに対して、わが国の場合、各地方運輸局が設置されているとはいえ、実態は中央集権型規制に近いと思われる。

もう一つの論点は、政府による規制か、市場による規制＝自由競争かの二者択一ではなく、中間的な形態として、消費者、労働者、事業者

および政府が参加する自主的な規制機関があつてもよいのではないかということである。しかも、「他の産業に比べて行政と経営者、労働組合、消費者代表が割と率直に建設的な議論ができる産業」という本田関東運輸部長の指摘からしても、こうした4者による規制機関の設立は不可能ではない。このことによって、「消費者の意見を聞き、反映させる仕組」を主張される太田氏の見解に対応しうるし、また、その中で、タクシー事業者代表の川村氏も強調されたように「規制にあぐらをかく」と批判される一部事業者を陶冶していくことも可能となる。

以上みたように、シンポジウムは、規制緩和への批判というだけでなく、代替案を提示する上でも貴重な論点を引き出すことに成功した。

最後に、参加者数は、学者・弁護士=19名、官公庁・政党=5名、タクシー事業者=50名、マスコミ=14名、労働組合=77名など合計約200名に達し、この点でも成功であったといえよう。

(追記)

冒頭で指摘した運輸政策審議会答申「今後のタクシー事業のあり方」が、予期したよりも早く、本稿脱稿後の5月11日に発表された。同一地域同一運賃制の見直しが同答申の中心的内容であることはいうまでもないが、本シンポを始めとする規制緩和反対の世論を部分的には反映したものにもなっていることを付記しておきたい。

(理事・日本大学教授)

国際・国内動向

(参考) 「93.3.24. タクシーのありかたを考える国際シンポジウム」概要

主催者代表挨拶 佐伯幸一 自交総連委員長

問題提起 今村天次 同書記長

各国報告

1. 「アトランタのタクシー事業」: ニーナ・ラダコビッチ アトランタ市裁判所判事
2. 「ワシントン州シアトルにおけるタクシー規制」: ダグラス・ボーキ エバーグリーン・州タクシー協会会長
3. 「ロンドンのタクシー事業」: パット・ヒックス 運輸一般労組タクシー事業委員会副議長
4. 「日本におけるタクシー業と政府規制」: 平井都士夫 名城大学教授
5. 「試論」: ロベルト・ボベリアーノ イタリア労働総同盟運輸労連全国書記

各界意見発表と討論

司会 安部誠治 大阪市立大学助教授

1. 本田 勝 運輸省関東運輸局自動車第1部長
2. 川村 巍 全国乗用自動車連合会労務委員長
3. 太田吉泰 全国消費者団体連絡会事務局長
4. 板垣光繁 江東総合法律事務所弁護士



不況対策シンポジウム 報告書発行

B5判 109頁 (発言全収録)

価額 1500円 (手渡し)

申し込み・労働総研又は

全労連(TEL03-5472-5841)

April 1993 No.2

Rodo-Soken Journal
Japan Research Institute of Labour Movement

Editor: Tatsuo Uwagawa
Address: Rodo-Soken, Union Corp. Bldg.
3-3-1 Takinogawa, Kita-ku, Tokyo, Japan (114)

Tel: 03/39400532
Fax: 03/35672794

**A Way out of Recession Discussed
by Workers and Scholars**

**Second Theme of Discussion:
Governmental Counter-recession Measures
and Restructuring of Big Enterprises**

The "Comprehensive Economic Measures" adopted by the government include public subsidies for large-scale projects in the interest of big business and the relief of big banks and securities companies. The other theme of discussion is how the Japanese economy can serve the U.S. interests. The U.S. demanded Japan to increase its investments as defined by reducing Japan's yen demands. In response, that Japan cut official interest rate. Prime Minister Miyazawa announced that Japan would accomplish the economic growth rate of 3.5%.

First Theme of Discussion:
Aspects of the Present Recession

First, Japan is in recession as part of worldwide one. Secondly, the monopoly capital, since the Plaza Agreement in 1985, has been intensifying exploitation workers through the application of "macroeconomic policy" and "structural adjustment" to break away from the accumulation of over-investment in equipment. The present recession is a result of these internal contradictions.

Thirdly, the "bubble economy" emerged as a consequence of high stock market and high land price which were caused by the monetary ease of the administration. The rate of 5.5% was set against the "high Yen rate recession" after the Plaza Agreement. The "bubble economy" triggered the present recession.

The participants of the discussion reached unanimous estimation that the present recession is a compound of three pre-determined three factors, and therefore not a merely cyclical one but takes complicated and serious character.

Due to a large-scale reduction of orders, the middle and small subcontractors are forced to cut personnel in facing business crisis. A sharp decrease in calling off as well as restructuring of direct blows on workers living. In the present recession, the government carried out "privatization" also applying to banks, sell-off and commercial enterprises where white-collar employees are targeted on a large scale.

The reports and discussions in the symposium made clear these actual situations.

労働総研ジャーナル(英文)2号発刊

第2号は、労働総研・全労連共催で開催されたシンポジウム「国民本位の不況対策の実現を一大企業の民主的規制の追求」の内容報告と江口英一論文「今日、日本における労働者階級の状態」。希望者には、年2,000円で頒布。

国際・国内動向

働くものの内発的な地域開発と地方自治 —「四国まつり」の経験に学ぶ—

橋本 了一

「国土開発」時代の終焉

わが国の国土開発・地域開発は、『国土総合開発法』（以下「国総法」）が1950年5月26日に公布（6月1日に施行）されて以来、本格的に始まった。「国総法」は、「国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、および保全し、ならびに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。」という、国土総合開発計画を全国総合開発計画・都道府県総合開発計画・地方総合開発計画および特定地域総合開発計画を包括するものとして、それらの関連性や位置関係を規定した。この法律が制定されて、国土開発計画が都道府県および地方の開発の上位開発計画となり、国土開発が優先されて、地域の必要かつ緊急の諸課題や地域特性に基づく開発が後回しされることになった。しかし、国土政策の矛盾の激化、地域の内発的な政策立案能力の発達、地方自治意識の涵養などから考えて、すでに国土開発時代は終焉したといえる。いまはもう、地域住民が民主的に、参加と学習で内発的な地域の発展政策を策定し、実現に努力する時代である。働く人たちを主力とする住民側から積極的・攻勢的に地域開発・まちづくりの政策を提起し、推進していく時代である。

文化振興に基づく地域振興・地域開発

地域には、人に人格がある様に、品格や教養に例えられる様な、地域固有の価値・文化・文明や、環境・景観や、生活がなければならない。すなわち、住みよさ・住みやすさと共に、経済的・文化的な豊かさ、生活や暮らしにやさしい環境と景観などが必要である。最近よく使われるアメニティといつてもよい。アメニティ amenity という用語は、「(場所・建物の) 快適さ、心地よさ、(人柄の) 好もしさ、感じよさ」などと訳されているが、元来「そのものに相応しいこと、その物・者らしさ」という含意があり、他の用語でいえば、アイデンティティ identity 固有性・同一性・固有価値とほぼ等しい。地域の格を示すものが正に、文化や環境ということになる。地域が持っている個性を表すような文化を持つことが地域格のある地域ということになるだろう。いま産業と文化の振興に基づく地域開発・地域づくりが要請されているのである。

文化は、農耕・耕作に由来する。農業耕作だけでなく、広く生産的労働を意味すると考える。つまり人間が対象となる自然のもつてゐる内在的な固有価値を認識し、自然対象に働きかけて人間の受け容れやすい形に変え、人間が欲求を充足し、さらに新しい欲求を生み出すと共に自然に新しい固有の価値を増殖する。人類発生以

国際・国内動向

来地球、そして地域に、固有の価値・文化・文明を創出し蓄積してきた。これこそが文化的価値と文化的活動の本源的意義である。そして、それ故に働く者たちこそが真の地域づくりの主体であることの根拠があり正当性がある。

しかし、自然の内在的価値、地域の固有の価値、社会的・経済的・文化的・歴史的および生活的な生産物、すなわち文化価値を十分享受し得るかどうかは、享受者・受取り側の能力によるだろう。享受者の享受能力・価値判断能力は学習によって発達する。人間は無限の可変性・発達性を潜在させている。協同と連帯と、それに基づく学習によって自己および他者=仲間の、地域の能力を開発し、発達させることが地域・まちづくりの基礎であり、源泉となるエネルギーである。またそれ故に、本質的に階級的な連帯性をもっている働く住民たちが地域振興・地域開発の主人公となることの根拠がある。

「四国まつり」の経験に学ぶ

「いきいきふるさと四国まつり」が、1987年4月の、「国鉄分割・民営化」を契機として開催された。公共交通の再生、地方交通線の維持・発展をスローガンに掲げる「国鉄まつり」と、四国地方の「地域振興・町や村づくり」を結合させたイベントである。四国の町や村は、産業の空洞化、農林漁業の危機、過疎化・高齢化の深化、円高不況そして国鉄解体による公共交通の切捨てなどの危機的状況にあり、危機的状況を打破するために四国420万人住民の側から積極的に政策を提起し運動を展開していくというものであった。端緒は四国国労などの交通労働者が自治体労働者・農民と農協職員・日本科学者会議に依拠する研究者や地域の文化人・住民運動家たちなどと連帯しながら、地域住民のなかにしっかりと根を張り、地域の振興・開発の主

体的多数派を形成しようというものであった。祭り・シンポジウムに先立って、全労連・農協労連・自治労連・国労などの労働者と日本科学者会議に依拠する研究者たちが共同して地域に入り、地域の住民・商工業者・農林漁民や行政当局などと対話と調査を行い、①地域の社会経済的・政治的状況と課題および要求の把握に努め、政策づくりの糧とすること、②産業おこし・物産づくりのサークルを組織し、祭りの後も存続と交流とをはかっていくこと、また③祭りの事務連絡とデザインについては常設の実行委員会事務局と現地自治体労働者および地域の美術家・写真家などとが共同で行うこと、そして④四国のアーティズム写真家集団の協力を得てシンポジウムと祭りの記録集を作成し、さらに写真展を各地で開くこと、を継続的に進めている。1987年10月に高知県西土佐村で4000人の参加者を集めて第1回「いきいきふるさと四国まつりin西土佐」を開いて以来、愛媛県五十崎町・香川県坂出市・徳島県大麻町で四国四県を一巡し、すでに高知市や松山市で二巡目に入った。

地域振興・町や村づくりの政策提起や組織づくりの他に、取り組みの最大の成果は、①働く人たちが町づくり・村おこしの主力になる運動を始めたこと、②四国の研究者が「四国地域問題研究会」を組織し、共同研究を持続的に進め、研究調査の成果を発表していること、③旧国鉄労働者の中にともすればあった「親方日の丸的な高みから住民のなかに入っていく」という姿勢の脱却と、自ら「住民のひとりであり、住民と共に闘う」という姿勢への発展、④第1回の祭りを現地実行した自治体労働者が、「イベントはその地域の人たちを確かに、物質的にも精神的にも揺り動かす手近な方法であろう。しかし、疲労感も成功の満足感も、失敗の敗北感も参加者一同が共有でき、そして失敗しても慰め合う

国際・国内動向

だけでなく、前向きの反省と自信と次への取り組みの決意が、さらに広がりをもって心を動かしていくものでなければならない。」と総括しているような、働くものたちの階級的な組織性・創造性・連帯性・実践性・先進性そして文化性の前進と発達などである。

地域開発と地方自治 一住民参加と学習一

今、わが国における内発的な地域振興・地域開発の目標を我流に集約すれば、サステナブル・ディベロップメント sustainable development の可能な地域・社会の構築、すなわち持続的な発展可能な社会を創り出すことである。

全国いたる所で高速交通体系整備や都市再開発やリゾート・観光レジャー基地建設などの大型の開発事業が盛んに行われ、それらの基盤造りとして巨額の公共投資が進められている。全国に超大型の開発事業が飛躍的に増大した背景と理由は、3つほど考えられる。まず第1は、1990年6月の日米構造協議で合意した、2000年までの10年間に総額430兆円に及ぶ公共投資を行うことである。第2には、『第四次全国総合開発計画』(1988年6月30日閣議決定)の実質的な主目標である国際金融都市東京の建設と「全国一日交通圏」形成と「第二国土軸」構想に基づく東京一極集中化の推進である。第3は、国際化・サービス化・ソフト化・情報化などのキーワードで語られる産業経済構造の転換であり、「前川レポート」(1986年4月)・「新前川レポート」(1987年5月)に基づく内需拡大策であり、有効需要の創出策である。竜頭蛇尾に終った1980年代前半のテクノポリス建設やバブル経済の崩壊で破綻した1980年代後半のリゾート開発などの地域開発にかわって、東京湾や大阪湾や瀬戸内沿岸一帯で、「民間活力の導入」のスローガン

の下に、「公私混合経営体」や「第三セクター」による大規模な地域開発が進められている。本質的には1960年代の高度経済成長期から続いてきた国家独占資本主導の国土および地域の開発である。これに対抗する住民主導の民主的な地域開発は、地方自治・住民参加と学習に基づく内発的な地域振興・地域開発の推進である。

例えばモータリゼーション中心の無政府的・無原則的な高速交通体系の整備策には交通権の保障、歩行者優先と安全・平等・快適・廉価・大量輸送・無公害を旨とする公共交通体系の拡充・整備計画を対置し、農林漁業切捨て・観光レジャー基地建設優先の農村地域の開発には緑と水と青い空を守り自然資源を保全し、自然の再生産機能を拡大する村づくり政策を対置し、さらに都市には都市農園を生かし、産業と文化の振興を基礎にした地域振興・地域開発計画を対抗的に推進しなければならない。財界大資本に対しては積極的に社会的責任と開発利益の還元を求め、行政当局に対しては住民参加と情報公開と開発に関する規制強化や景観保全などを要求すべきである。

地域振興・地域開発や「町づくり・村おこし」は、きれいごとでは不可能である。一筋縄ではどうにもならない、むしろ煩わしいことである。働くものを主力とする住民運動組織には、協同と連帯を貫きつつ、煩わしいことを煩わしがらず積極的・攻勢的に取組んでいく「したたかさ」が要求されるのである。労働者組織が経済的要求と政治的課題を結合して闘い抜く様に、住民組織は地域課題に基づく内発的な地域振興・地域開発を探求すると共に革新的・民主的な地方自治体構築の課題を追求していくことが必然であると考える。

(会員・香川県自治体問題研究所理事長)

プロジェクト研究部会報告

「日本の労使関係」プロジェクト

木元 進一郎

本プロジェクトの課題

本プロジェクトは、今日「新しい局面」にあるといつても過言ではない「日本の労使関係」をめぐる諸問題を解明することを課題としている。

ここで「新しい局面」という表現を用いたのはほかでもない。それは、第1には、2度にわたる石油ショック、85年「プラザ合意」以降の異常円高などに「弾力的」に対応し、高蓄積を拡大的に維持しつづけてきた日本の大企業の基本的な要因のひとつとしての「日本の労使関係」は、他面では、無権利低賃金の不安定就業労働者や中小企零細企業へのしわよせは言うにおよばず、健康破壊、過労死、合計特殊出生率の低下、家庭破壊等々をはじめとして、多様かつ深刻な諸矛盾を広範囲にわたって必然化しているからである。さらには、折からの世界的同時不況、急速に進行する労働力人口の高齢化、価値観の多様化等のもとで、「日本的なもの」の「客觀性・合理性」を強調するイデオロギーを露払いとしつつ、「日本の労使関係」の一段の再編成がすすめられつつあるからもある。

第2には、「日本の労使関係」にたいする海外での批判が高まりつつあるからである。海外で

の批判は、2つの点にむけられている。

そのひとつは、80年代中頃からのわが国企業の海外直接投資の急速な増加→日本企業の海外進出→「日本の」な労資関係戦略や「日本の生産方式」の国際的な展開→現地企業の「ジャパナイゼイション」にともなって、海外で広範・深刻な影響をひきおこし、労資関係の「日本の」な戦略にたいする批判が高まりつつあることである。このことの一端は、91年11月に開催された全労連主催の「日本の労使関係と労働組合の権利」国際シンポジウムをはじめとする内外の国際会議——プラッセルでの「日本の労使関係・E C の労使関係」91年9月、フランクフルトでの「第1回日独金属労組定期協議」91年11月など——での発言やTUCの年次大会での動議等からも明らかである。

「日本の労使関係」の海外での批判の2つめは、時間短縮・賃金引上げ等の海外の労働組合の要求にたいして、使用者側は、日本企業の競争力を反対理由とすることがしばしばあり、その必然の結果として、日本企業の国際競争力のきわだった強さが依拠している長時間・高密度労働およびその根底にある「日本の労使関係」にたいする海外からの批判が高まりつつあることである。

このように、「日本の労使関係」はまさに「新しい局面」をむかえ、「岐路」にあるといえよう。本プロジェクトは、以上のような状況にある「日本の労使関係」の実態の全機構的な分析、「日本の労使関係」にかかるイデオロギーの検討を行うとともに、21世紀に向けての「日本の労使関係」再編方向を解明しつつ、あわせて「人間らしく働く」ことのできる労資関係の方向を探ろうとするものである。

プロジェクトの発足と経過

本プロジェクトが発足したのは、92年9月21日である。この第1回の研究会で、研究の進め方・視角等についてのさしあたっての討議が行われ、その後、原則として月1回(第2月曜日)の頻度で定例的に研究会が開催され、4月20日現在で7回を数えている。以下、これまでの経過についてその一端を述べることにしよう。

10月開催の研究会での、全労連主催の前掲国際シンポジウムをあしかかりとする「日本の労使関係」の内外の状況についての討議を皮切りに、「『日本の労使関係』における女性労働者」の報告・討議(11月)、「自動車産業の実態調査を中心とする『日本の労使関係』研究」についての報告・討議(12月)、「鉄鋼産業の最近の動向と『日本の労使関係』—— NKKを中心に——」の報告・討議(93年1月)、「『日本の労使関係』に関する経営者団体の見解の変遷」(2月)の報告・討議、「『日本の労使関係』の系譜と課題」(4月)の報告・討議を行ってきた。

次回(5月)には、「『日本の労使関係』と中小零細企業」(仮題)の報告が予定されている。さらにひきつづき、「『日本の労使関係』の国際的展開・矛盾」、「『日本の労使関係』と不安定就業労働者」(以上いずれも仮題)等を予定している。

今後の研究にあたって

ひと口に「日本の労使関係」といっても、形成当初の「日本の労使関係」と「新しい局面」にあるそれとでは、その実態や問題状況が異なっていることは、言うまでもない。

また、たとえば、「OECD 対日労働報告書」(1972年)、さらには1962年日経連第16回総会での「労働情勢報告」以降通説となっている、年功制・終身雇用・企業別組合の「三種の神器説」もあれば、「家族主義」・「温情主義」で規定する見解や、「人間尊重」を力説する見解等もあるなど、諸説多様であり、また「日本の労使関係」の形成を明治期に求める見解もあれば、第2次大戦後の「高度成長期」に求める見解もある。これらのいずれの見解も、共通していると思われることは、民間大企業の企業内労資関係に重点がおかれていることである。その結果、「日本の労使関係」、「日本の雇用慣行」、「日本の労務管理」についての概念規定がきわめてあいまいなものとなっている。

仮に通説にしたがって、「高度成長期」に形成されるに至った年功制・終身雇用・企業別組合にさしあたってのあしかかりを求めて考察するとしても、「三種の神器説」では民間大企業男性本採用労働者に限定され、そこでの女性本採用労働者、パートタイマー・下請社外工などの不安定就業労働者や中小零細企業およびそこで働く労働者の存在、さらには民間企業の労資関係と官公労の労資関係との分断等というすぐれて日本の労資関係の実態の解明が不可能である。そればかりではなく、シングル・ユニオン・パッケージ条項、職務の弾力化、チーム・ワーキング等の強要という、海外での日本企業による「日本の」な労資関係戦略の分析が可能ではない。「家族主義論」や「人間尊重論」では、「日

「日本の労使関係」の分析にあたっては不適切であることは、あえて詳述するまでもないところである。

したがって、本プロジェクトが今後の研究をすすめてゆくにあたって、①「日本の労使関係」、「日本の雇用慣行」、「日本の労務管理」、「日本の経営」等の概念の明確化、②「日本の労使関係」の形成・再編という「変化しつつある」過程の実態についての考察とのかかわりで、③民間・官公労の労資関係の分断、不安定就業労働者や中小零細企業の存在等をも視野においたうえでの全機構的な分析が不可欠である。それとともに、「日本の」労資関係戦略の海外移転→国際的な展開、21世紀に向けての政府・財界による「日本の労使関係」の構築にあたって力説されている「客觀性・合理性」、「人間尊重」等の

「日本の労使関係美化論」に想いをいたすとき、④「日本の労使関係」の政府・財界の戦略および内外でのその実態についての分析とのかかわりで、⑤「日本の労使関係美化論」についてのイデオロギー批判も重要であるといえよう。

本プロジェクトは、「人間らしく働く労資関係」の構築という展望と、“Ohne Hast, aber ohne Rast”(急がず休まず——ゲーテ)という研究態度とで、「日本の労使関係」をめぐる諸問題を解明したいと願っている。多くの研究者・活動家のご教示・ご指導を心からお願いしてやまない。最後に、この中間報告は、研究会でのこれまでの報告・討議をもとに、筆者がさしあたって整理したものであり、その一切の責は筆者にあることを附記しておきたい。

(理事・明治大学教授)

— バックナンバーの紹介 (各1000円、送料240円) —

第6号 (1992年春季号)

労働時間短縮の日本の障害 藤本 武
特集 規制緩和問題と経済民主主義

第7号 (1992年夏季号)

アメリカの医療問題 日野秀逸
特集 東京一極集中と労働者・住民生活

第8号 (1992年秋季号)

PKOと国際動向～大国支配強化への「軍事的貢献」 津田達夫
特集 欧米労働運動の現段階

第9号 (1993年冬季号)

バブルと現代資本主義経済の特質 今宮謙二
特集 労働法制「再編」と労働者保護

第10号 (1993年春季号)

国境なきヨーロッパ資本主義のパラドクス 佐々木建
鼎談 今日の世界と日本経済の動向をどう見るか

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。
バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、
振替用紙を同封して送付します。



討論のひろば

「環境問題への対応」と不況の関連は
—「労働総研クォータリー」No.10の鼎談を読んで—

岡本 一

「労働総研クォータリー」No.10の鼎談「今日の世界と日本経済の動向をどう見るか」は量的にも質的にもたいへん読みごたえがあった。

しかし残念ながら現在私が抱いている問題意識には十分応えるものとはなっていなかった。それは地球的規模での環境問題及びそこから発生する南北問題が、現在の不況とどうかかわり、今後どのような影響を及ぼすかという点である。

今日、環境問題から「生産」そのものの抜本的見直しが求められ、その上、限られたパイを南と北でどう配分するかをめぐって、北の先進諸国の自制が要求されるという問題が、どの程度の規模とテンポで進むのかという点である。

現在、日本の独占資本は否応なしにこの問題に対応せざるをえなくなつており、自動車のモデルチェンジの期間を長くするとか、部品点数を減らすなどは、この面への対応でもある。現在の不況はこの南北問題も含んだ環境問題への対応も1つの要素としてあり、今後次第に大きな影響を及ぼしてくるものと考えられる。

現状では生産量の増大は化石燃料の使用量、CO₂の発生量と比例し、地球温暖化を防ぐためにはCO₂の発生量をおさえ、すなわち生産量を制限せざるをえないということで、まさにこの面からも大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄の社会システムが見直しを求められている。中長期的に見ればCO₂の発生量と化石燃料の使用量をおさえながらも、太陽エネルギー等の利用、バイオテクノロジーの発展などにより、生産量・力を増大できるようになるにしても一舉には難しいだろう。

従って現在の不況が克服されたとしても、自動車のモデルチェンジの期間がもとのようにま

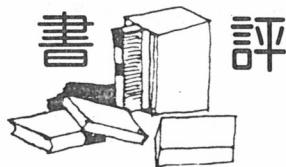
た短くなり、部品点数が増えたりすることは基本的にはないだろう。また世界でただ1国だけ、毎年膨大な貿易黒字をあげつづけながら、自動車や電機製品の海外生産を減らして国内生産を増やすということも基本的にはありえない。不況が終わっても中小零細企業や労働者に従来のような、バブル以前の延長線上に戻れるかどうか、どのような仕事が残り、どのような仕事はなくなってしまうのかの解明が求められている。

この鼎談のことではないが、一方で「過剰投資、過剰生産」「膨大な貿易黒字」といながら「海外で生産を増やして国内で生産を減らしている」「産業の空洞」などと問題解決を先送りにするよりも、今後国内生産はどうなるのか、またどうすべきなのかを解明し、このさき借金をしてでも持ちこたえていればいいのか、転換せざるをえないのかを明確にした上でのたたかいが求められていると思う。

国内の生産量が大幅に減っても、その犠牲が労働者や下請中小企業に押しつけられないようなワークシェアリング・独占大企業の民主的規制と、CO₂の発生量と化石燃料の使用量をおさえながら、眞の豊かさのために必要な生産をどうしていくのか追求していくことが重要ではないだろうか。

この点では、雑誌『経済』3月号の吉田敬一氏の「中小企業と地域工業集積が直面する新たな存立問題」は現場に密着し、挑戦を試みたものとして大いに参考になった。また労働総研・全労連のシンポジウム報告集「国民本位の不況対策の実現を」の永山利和氏の補足発言「いまやわれわれの労働運動は環境保全や資源を有効に使うという使用価値の観点も入れ、本格的に地球全体の生産のシステムや消費のシステムを改善する具体的な攻め方をする必要がでてきている時代・段階だと思います。そういうものを考える経済学も開発しなければならないわけです。」には大賛成である。

(神奈川労連<団体会員>・政策調査部長)



筆宝 康之著

『日本建設労働論』

(歴史・現実と外国人労働者)

徳田 欣次

1. 問題意識とその構成

日本の建設業は、高度経済成長期を経て大きく発展し、わが国経済の再生産構造での地位を高めた。その業界上層は、近代的産業化の途を歩んでいるかに見える。しかし、その内容は、重層的・系列的下請構造を内包し、その労働問題は、多岐・複雑化して社会問題化も否めない。特に、いわゆる「3K職場」の外国人労働者の不法就労問題も顕在化してきている。

この現実をふまえ、本書はわが国建設業の重層構造とその労働問題の実態と対策を明らかにし、また、わが国建設労働の歴史的底層部分の本質的究明と、さらに、これから予想される(すでに始まっているのが現実かも知れない)建設労働市場の国際化に際し、その対策の確立と実施のための実態究明を行なっている。

主要な構成は次の3編より成る。

第1編 建設下請機構と労働経済の分析

第2編 北辺建設業の原生的労資関係制度

——債務拘禁飯場制度「監獄部屋」史論——

第3編 海外建設労働と日本の外国人労働者

付 建設労働関係基本文献資料〔I〕〔II〕

具体的に著者は、従来の日本労働問題研究でおき忘れられた『時代の陰の主役』=建設労働を正面にすえ「今日の建設労働の基本的問題は、高度技術化と在来方式と2分化した関係であり、これを基本にして若年労働力不足、技術者の現場離れ、外国人『不法就労』等諸問題が台頭し

ている」との認識にたって、「ポスト・フォーディズムの時代の流れの下で新たな建設労働の方向の展望を求め」(6頁)考察を行なっている。以下順を追って細部内容をみよう。

2. 建設業の構造と労働経済(第1編)

わが国建設業では雇用の不安定性、低賃金・長時間の低位苛酷な労働が一般化している。これはこの業界の従属的下請系列の維持・存在によってである。

著者もこの視点から従属的下請構造について多岐的な究明を行なって的確である。

まず、その構造について、「大手商社的な全国業者の山系と地元中小業者の群落からなり、国際的水準の技術・機械設備をもつ大手ゼネコン6社を頂点とし、5種以上もの職別専門工事型下請と設備工事型下請の組立てによって、専属系列の内と外に重構造に編成されている」「この産業組織は、重層長大構造のゆえに下層ほど柔構造である」と指摘している。さらに、この下で、建設労働問題は、①不安定雇用体質、②重層的下請機構の弊害、③違法労働者供給事業の介在、④あいまいな就労経路、⑤世話役制労務機構の分化と残存、⑥賃金形態は職種別日給制と部分請負報酬の請取制、不明朗な賃金管理、⑦長時間作業・突貫工事体質と土曜休日制の未形成、⑧労働災害・重大災害の多発、⑨社会保障等の加入率の低位、⑩技能工・後継者不足等。

以上について各種調査結果から問題点を集約

し、さらにその問題の根を探りあてるとして、同じく既存各種調査等によって、生産の特殊性と技術革新について考察している。その結果、建設技術革新は重層下請制を大きく変えず、世話役制機構を変質分化させながら技能工不足を構造的につくり出してきた。つまり重層下請機構が解消に向かわず、職種の専門化と多能工化に分化し、「部分1式専門工事」の複合化をはらみながら下請組織が重層化を深めているとしている。建設労働問題の根源である重層下請制は技術革新その他諸対策に抱らず、解消どころか増大化に向い、上部企業に対して(1)高度・大型・専門工事のシステム的遂行、(2)変動受注への労力需給調整、(3)商社的元請の資本蓄積をうながす、低コスト労働の外注組織の役割をもつことを明らかにしている。さらに不安定受注が重層下請制を伸縮させて、その末端と外部に不安定労務を生産根源と言及している。

この基礎把握の上に、動態的考察として、1.建設生産の機構特性と現場管理方式、2.膨張した下請組織の合理化=減量再編成、3.元請「拡建設」—TQC—下請「責任施工」、4.技術革新と労働過程の適応、5.雇用調整・雇用改善政策、6.賃金・時間短縮、7.労働災害の現状と構造対策論、以上の細部各論的考察の帰結として「日本の建設労働組合はいま何を要求し、建設労働政策はどこにその重点課題を求めるべきかについて、最後に集約する形で確認しておきたい」(109頁)と組合要求の提示で結んでいる。著者の分析の総括と問題指摘を期待したが、明確な提示は見受けられない。

重層下請制的業種構造の止揚の展望は、安易に結論できないということとも思われる。これについて今後この論稿を基礎に実態調査の上で解明されることを期待したい。

3. 北辺建設業の原生的労資関係制度 (第2編)

ここは、いわゆる「監獄部屋」の史的考察である。「『人材不在の労働力商品化』がひろく周辺資本主義を支配してきたアジアの労働と民衆の歴史を、人権史と経済史のかかわりにおいて、総体として問い合わせる視点」(VI頁)の追究である。多岐的な分析の結論として「この『北辺の監獄部屋』は、『大陸重点主義』に向かった日露戦後経営の拓殖政策の財政難の所産である。①政策的に『自賄い安上り』植民地経営を要請された道府・樺太府・鉄道省と大工場の低額土木工費予算の効率的運用、②東北農村と本土都市下層にあって独占段階に飽和点に達する構造的過剰人口圧力=流民労働者階級の形成を2大需給要因として『低予算請負額と僻地連行割高労務費の矛盾』を長時間低賃金の債務弁済拘禁労働でカバーし、軍隊生活構造を擬制した『植民地債務拘禁の強制労働制度』と結論している。敗戦後占領軍政策による「崩壊」にふれ、労働基準法、職安法、失業保険制度…等社会政策の進展が「崩壊」の外圧としている。農地改革による農村よりの労働力供給条件の変貌、戦後民主化労働運動の発展の役割については評価、指摘はない。しかし、「監獄部屋制度」に対する極めて重要な業績と評価したい。これを今世紀アジア労働問題史のなかに位置づけようとするのが著者の意図であるが、わが国現時の建設労働問題とどうつながるかの問題開示も必要ではなかろうか。それが順序のようにも見える。

4. 海外建設労働と日本の外国人労働者 (第3編)

第3編は、国際労働者対流の現状分析の成果の展開である。アジアと欧州の現実から日本の

建設労働をねらなおす目的意識の下に、諸国建設労働との接触・見聞・調査を基礎に建設労働市場の国際化に向けての外国人労働者対策の展望を求めていた。主題は外国人労働者との共生と熟練形成的受入の模索とみられる。国際労働者対流の実態の主な紹介、外国人労働者との共生(日本における取り組みの実態)、外国人労働者の「不法就労」の西欧の経験、外国人建設労働者の熟練形成的受入(不法就労問題の考察を含む)等、具体的な実証的考察が行なわれていて、外国人労働者の受入問題についての論議に貴重な文献としての役割をもつ。

著者は具体的事例の追究過程で、日本がアジア青年の国際研修地、管理手法と建設技能の訓練センターとなり、技能実習者を受け入れ途上国の自立に貢献し、国境を越えた共生の建設労働現場の創造を結語としている。第3編も第2編と同じに独立の論稿の性格が強い。

5. 建設労働研究の発展に向けて (本著この後の期待)

建設産業をめぐる各分野の研究成果を収集撰取し、実態調査も加え、独自的に整理して集成したこの「日本建設労働論」は、日本労働史の『陰の主役』を正面にすえた貴重な研究成果である。

これによって、日本の労働問題研究の領域と質的幅を拡げ、今後の研究発展に役割をもった点を評価したい。更なる研究発展を望む立場から思いつく問題を提示して参考に供したい。(紙幅の都合で主な2つに限る。)

建設労働を明らかにするには、まず建設労働力の雇用の側、建設労働力商品の買い手たる建設業資本の性格と、その蓄積構造、業種構造の究明を欠くことは出来ない。

第1編における考察、特に産業組織と重層下

請制に関する追究は「重層下請機構が職種の専門化と多能化の2方向に分化し……下請組織が重層化を深めている」ことを明らかにし、他の考察と併せ、建設業の構造を次のように設定している。「大手商社的な全国業者の山系と地元中小業者の群落」、「国際的水準の技術機械設備をもつ大手ゼネコンを頂点」に多数の「職別専門工事型下請と設備工事型下請の組立によって、専属系列の内外に重構造に編成されている。」(20頁)とする設定は貴重であるが、果たしてそれで充分だろうか。建設生産需要は、大都市・拠点地域、特定の大型地域開発等に発生する高度生産技術を必要とする大型工事と、地域に分散し、地域工事市場を形成する比較的小規模の小型建設需要とに大別、2分される実態がある。

ゼネコンを頂点とする系列的重層構造は、前者に対応して形成展開し、後者には、地方地場大手の中小総合工事業の系列と、多数の小需細総合・職別・設備工事企業が形成、工事需要に対応する。(この住みわけは、地域工事需要も高度技術を必要とし、その1件当たり規模の大きいものもできて、前者の進出が高まりつつある。)需要に規制された地域性を内包した業種構造の配意も欠き得ない。

地域・地方の中堅的総合工事業を全部ゼネコンの下位につくサブコン一般に解消してよいのか疑問がある。地域の総合工事業の資本の性格と蓄積構造の解明も重要で、このつっこんだ吟味により建設業構造の究明が更に前進しよう。

建設業構造の分析には、建設労働市場の構造と労働力構成に関する究明も必要である。建設業の蓄積の要である建設労働力の需給構造の解明が本著では散漫のように思われる。建設資本の蓄積過程の歴史は、徹底的に相対的過剰人口の利用・駆使であった。著者の重点的追究課題「監獄部屋労働」も経済の一発展段階における

その一つの典型である。(この第2編の究明はすぐれた業績である。) つづく第3編「海外建設労働と日本の外国人労働者」も、著者の精力的な視察調査と分析の貴重な成果である。建設労働市場の国際化問題台頭の現実のなかで、一つの問題提起である。(第2・3編の究明について評者は意見を異にするところがあるが紙幅の都合で今回は触れない。) この第2・3編は第1編との脈絡に欠ける。(3部作の併列がこの構成といえばそれまでであるが。) それは、現時における建設労働市場と、その条件のもとでの具体的な建設業の蓄積実態(生産過程を含む)の究明の欠落によるものと思われる。

現時の建設労働市場の一つの底辺に位置する出稼労働者(2類型=①農村季節出稼者、②出稼専業者)を挺子にした蓄積構造の具体的建設業における実態把握なしに、建設業労働市場の国際化問題は論じられない。出稼労働者の高齢化、若年労働者の3K職場拒否等にふれられているが、これは労働力供給条件の後退ではなくて、需要条件の後退の結果であり、魅力ある職

場づくりこそ先決であるとの見方もできないだろうか。劣悪な労働条件に耐える労働力の新たな市場開拓が進行している現実からこそ、対策の方向が明らかとなろう。安い労働市場の国際化は、建設労働の近代化を逆行させることにつながる。この点が第1編の構造分析で究明されるべき課題と思う。

本著は広汎な領域にわたる建設労働に取り組み成果をあげた。並々でない長き努力と到達点に敬意を表したい。これから更に研究を深めていくための基礎的問題の提起と受けとめて、的外れながら私見を述べさせて頂いた。

建設労働が「陰の主役」から脱し近代化することを希求する著者の熱烈な思いが、この大著に結びついたと思う。

建設労働の近代化を樹立する主体は、いわずと建設労働者である。これより先にすすめて、その労働者の現状、その組織運動の実相への著者の直接的な究明が行なわれることを期待して筆をおく。 (御茶の水書房・1992年10月刊)

(会員・釧路公立大学教授)

前号(No.10)の訂正

〈英文目次〉

国際・国内動向の「非定型就労層のもとめる保護とは何か——ILOアジア太平洋総局訪日視察団との交流から——」の英訳を、以下のように訂正します。

Social Protection for Atypical Workers (or Earners)
—On the Meeting with the ILO Fellowship (or Study Tour) for Policy Makers on Social Protection of Homeworkers in Japan—
(ILO Regional Office for Asia and the Pacific)

新刊紹介

田坂敏雄著

『ユーカリ・ビジネス

— タイ森林破壊と日本 —』

タイでも、日本と同様に「高度経済成長」がおこった。しかしその時期は、タイでは、1980年代後半から91年にいたるごく最近のことである。いうまでもなく、これは、資本主義的生産関係の急激な形成過程であり、それは一方では、膨張する資本のもとでの生産手段の集積であり、他方では生産手段（農林地）からの農民の追い出しである。そしてこのエンクロージャー（資本による土地囲い込み）が、最も典型的に現われているのが、タイ東北地方（イサーン）のユーカリ植林事業においてである。

著者はその背景をなすプロセスを述べる。1950年頃から輸出農産物（キヤッサバ芋・メーズなど）増産のための森林開墾、ゲリラ掃討のための山岳地帯への入植が大規模に実施された。その結果、1988年までの40年近い期間に、農地面積が約3倍に増えたかわりに、森林面積は約2億ライ（国土の3/4・1ライ=0.16ha）から9千万ライへと半分以下に減り、この過度の森林破壊が種々の災害をひきおこすことになった。そのため、森林再生・緑化の必要が生じてくると、政府森林局や軍部の植樹計画にのっかりながら、パルプ会社など諸資本が借林に乗り出し、林地の所有権獲得に狂奔するようになった。そしてその過程で、利権をあさる諸資本と政治家・軍部・官僚とのゆうがひどくなり、スキャンダルが多発していることなどタイの政治経済構造の分析にまで立ち入っている。

著者が強調しているもう一つの重要な点は、副題にも述べられているように、この資本蓄積過程の促進に、日本の民間資本やバブル経済期の資金の流入が大きくかかわっているということである。とくに最近の情報社会化・OA化によりわが国でも紙需要が増え、パルプ材確保が焦眉の問題となっていることが、タイにおけるユーカリ植樹と深い関係がある。

ところで本書は4つの章から成っている。すなわち、I 植林という名のエンクロージャー、II ユーカリ・ビジネスの政治経済学、III リゾート開発とスプロール現象、IV 立ち上がる人々、である。

著者のいうように、確かに「ユーカリをキーワードにしてイサーンの大地を這いずり回ると、農民の表情からさらにその上の国家や多国籍企業、あるいは日タイ関係まで仰視することができる」（あとがき）ようだ。

（新日本出版社・1992年12月刊）

（森井淳吉・阪南大学教授）

基礎経済科学研究所編

『日本型企業社会の構造』

過労死の頻発、長時間労働、サービス残業の増加、会社本位主義、男女賃金格差の拡大、いわゆるバブル経済崩壊の中高年ホワイトカラーの「余剰」攻撃＝追い出しなど日本の企業社会の不公正さが内外から批判的となる一方、ソニー会長の盛田昭夫氏も財界の立場からではあるが、日本の経営の見直しを主張するなど、日本型企業社会をめぐる議論が活発になっている。本書はまさにこうした日本型企業社会の構造にメスを入れるとともに、その変革を目指して書かれた共同著作である。以下では、本書で論じられる日本型企業社会の構造について、

評者の関心を引いた論稿を中心に紹介してみよう。

日本型企業社会の構造を考える際、二つのことが問題になると思う。一つは日本型企業社会と言われるものを作り出した資本の側の論理、即ち企業支配の形成の論理の解明とそれを受容した、あるいはそうせざるを得なかった日本の労働者の論理と心性の解明である。この点に関して、著者の一人である渡辺治氏は、日本型企業社会の形成の論理を「日本の経営論」における「競争制限」的な傾向に求めるのではなく、「自発的でしかも非常に強い労働者間の競争を組織する構造」に求めている。日本の経営を「競争制限的」と概括するのには異論もあるが、日本の労働者が個人査定によって管理され、昇進が決定する以上、自らの生活向上の道は労働組合ではなく企業に依然せざるを得ないことになり、さらに企業の業績向上が自らの生活向上につながるとするならば、企業の業績向上に役立つ政策をする政党＝自民党を支持するようになる。さらに企業支配を壊崩すような異端者の排除、下請けいじめ、男女差別などが企業社会内部に構造的にビルトインされる。こうして日本型企業支配が形成されるとする、渡辺氏の分析は説得力がある。

ではこうした企業社会からの自立と、そこでの主体形成の条件はどこに求められるのだろうか。この点に関して、二宮厚美氏は労働力商品を販売する側の独立性を保障するための人権と社会制度・ルール・民主主義的人権とそれを担う社会制度の形成に求めるとともに、主体形成として仕事と家事の二つの責任を負うだけに企業支配に完全には絡めとられていない共働き女性の「進歩性」「優位性」を指摘しているのが注目される。しかしそうした社会制度の形成をいかに実現していくのかという点では抽象的であ

り、より具体的な解明が望まれる。

(労働旬報社・1992年10月刊)

(藤田実・会員・大月短大講師)

社会保障研究所編

『女性と社会保障』

本書は、「まえがき」に明記されているように、社会保障研究所が2年計画で実施してきた研究プロジェクト「女性の経済的自立と社会保障」の研究成果である。15人の^{そぞう}々たる研究者によってそれぞれの関心領域から「女性の自立」をめぐる諸条件が、狭義の社会保障に限定されることなく、労働や住宅の問題をも含むものとして多側面的に考察されている。概して社会保障研究所によってこれまでに編み出された本の特徴とメリットは、問題解析の複眼性・重層性にあるが、本書もこの特徴を遺憾なく発揮したものといえる。この意味において本書は、すぐれて「女性と社会保障」に関する論点発掘の本であり、情報発信の本であるといえる。現代日本の女性をめぐる問題について関心をもつ人々にとっては、多くの論点やアプローチの方法が発見される本であるに違いない。

本書は、第I部. 現代日本社会と女性の自立、第II部. 女性の労働と社会保障、第III部. 女性の生活と社会保障という3つの内容から構成されている。第I部では、大沢真理、飯野靖四、浅倉むつ子の3氏によって、女性の自立という観点から現代日本の社会保障制度の特徴や男女の不平等問題が取り扱われている。第II部では、女性の労働をめぐって久場嬉子、古郡鞠子、古橋エツ子、北井暁子の各氏が、家庭における労働の評価や育児・介護休暇、パート保護などの今日的問題を展開されている。第III部では、橋本宏子、藤井良治、三上英美子、城戸喜子、下

夷美幸、田畠光美、大本圭野の各氏が、医療、年金、老後生活、社会手当、居住保障、在宅介護などの分野で、それぞれ今日的課題にアプローチされている。

紙幅の関係から個々の論文の内容に言及できないので、本書全体の読後感を2点、述べることにしたい。

1点目は、第1章「現代日本の社会保障と女性の自立」(大沢論文)において鋭く究明されている1980年以降のわが国社会保障の再構築の本質=「企業中心社会の確立」という視点が、各論に当たる諸章において必ずしも生かされていないのは何故かという点である。いわゆる臨調「行革」路線に即して改編された現在の社会保障制度の評価なくして、「女性の自立」という視点から社会保障の各分野を論じることはできないだろう。この点が不明確なままに、制度や現状に言及する論文が多いように思われた。

2点目は、「女性の個人としての経済的自立」が全て究極の課題であろうかという疑問である。一番ヶ瀬氏が指摘されているように、女性のライフコースは男性のそれ以上に多様で複雑であろう。そうであるならばなおのこと、現代日本の女性像をいくつかの類型において把握する作業は必要である。大沢論文では「会社第一に生きる民間大企業中堅社員の妻」がイメージされており、この点で読者の理解を得易いが、他の論文では女性像が始めからないか、もしくは不明確である。これは全くの私見だが、男も女も「自立の途」はいくつかのパターンがあって良いと考えている。「個人的に自立すること」が唯一絶対とはいえないだろう。子供夫婦が共働きで、全ての家事を引受けさせられている、ある農村の高齢の女性2人にかつてインタビューしたことがある。この2人の女性の真の希望は、共働きしなくとも子供たちの生活が安定するこ

とであった。決して自分が年金等によって「個人的に自立する」ことを望んでいなかった。

私にとっては、現代日本の明確な女性像を、とくに労働者階級の女性像を把握することが必要不可欠に思える。それは日本のフェミニズムにとっても試金石であるに違いない。

(東京大学出版会・1993年1月刊)

(唐鍊直義・会員・長野大学助教授)

小沢辰男他編

『暮らしにひかりを　いま転換のとき』

本書は、千葉県職員労働組合による第5版の県政白書である。1975年に出された第1版からの、県政と県民生活分析の蓄積が十分に感じられる力作である。その分析の視点は、大企業中心の大規模開発政策によって犠牲にされ、後回しにされている農業、中小企業、生活基盤、教育、福祉を充実させる方策を探るというものである。

「第I部 県政の特徴」では、千葉県民の生活が様々な困難に直面していること、県政はその解決に向けての努力を十分に行っていないこと、しかし住民のねばり強い運動によって、たとえば千葉川鉄公害訴訟(あおぞら裁判)の勝利のような展望も開けてきていることを、簡潔に述べている。

「第II部 各分野からの報告と提言」では、福祉・高齢者・医療、教育と文化・労働、住宅・平和・地震、大規模開発・地域地場産業・農業・環境問題・水問題と、まさしく各分野からの報告と提言がなされている。

これらの報告と提言から浮び上がってくる、県と県政の構図は次のようなものである。

幕張新都心を中心とする千葉新産業三角構想は、もっぱら県外の大手企業に安い価格で土地

を分譲し、公共施設も手厚く整備する。しかし地元企業に開発のメリットはなく、幕張新都心以外の公共施設の整備は遅れている。

大規模流通資本（ジャスコノア）を誘致した野田市は、県外からの客もくるようになったが、地元の商店街は人通りも疎らになり、大規模店周辺では交通渋滞も生じている。

また全国3位のリゾートマンションの建設、面積比全国1位のゴルフ場。これらは千葉の自然破壊につながっている。

県政はこうした自然も含めた大規模開発に精を出す反面、教育や福祉、高齢者や医療、農業

や地元企業の助成には積極的ではない。住宅、下水道の整備あるいはごみ問題の解決には十分な努力を示していない。

本書は、千葉県の県政と県民生活の問題点を次々に明らかにしていく。しかし現状をただ嘆いているだけではない。たとえば、「西の愛知・東の千葉」といわれるほどの管理教育で知られているが、しかしその管理教育を告発・批判していくだけの力量も持っていると。

具体的で読み易く、勇気づけられる本である。

(千葉県自治体問題研究所、1993年1月刊)

(加藤一郎・高崎経済大学教授)

次号No.12（1993年秋季号）の主な内容（予定）

〔巻頭論文〕

- ・現代日本の労働者階級の状態

江口 英一

〔特集〕ホワイトカラーと今日の雇用調整

- ・資本蓄積とホワイトカラーの地位
- ・成年ホワイトカラーと雇用調整
- ・学生と就職問題
- ・ホワイトカラーと女性労働者

成瀬 龍夫
伍賀 一道
馬場 宏
志賀 寛子

〔国際・国内動向〕

- ・全労連国際使節団報告
- ・社会政策学会第86回大会について

〔書評〕

- ・岩井浩著『労働力雇用・失業統計の国際的展開』
(題はそれぞれ仮題)
他に、プロジェクト・研究部会報告、討論のひろば、新刊紹介



発行予定日 1993年9月15日

編集後記

第11号は、国際的視野からの日本の政治・経済の分析を中心としあわせ、そのうえに東アジアにおける諸動向を日本とアジアの労働者連帯の角度から特集した。それは当然のこととして我々が当面している緊急な諸課題にかかわって提起されている。

＜国際・国内動向＞については2つの国際的な会議の報告と、「四国まつり」の経験総括に立って地域開発と地方自治にかかわって問題提起をしていただいた。社会保障国際会議では「社会保障……がその前提となる雇用・労働政策の重要性、それと所得保障との相互関係を視野にいれて把握されるべき」等多面にわたる問題が提起されている。「タクシーのありかたを考える国際シンポ」でも「規制緩和への批判というだけでなく、代替案を提示する上でも貴重な論点を引き出す」ことに成功したことが報告されている。

その他、プロジェクト研究部会報告等多くの研究者・会員の協力をいただいた。今後とも御協力を願うものである。

(T・U)

労働総研クオータリー 第11号 1993年6月15日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03(3940)0523

FAX 03(5567)2968

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 價 1部 1,000円(郵送料240円)

定期購読(年4冊分) 4,000円(郵送料含む)

振 替 東京4-191839

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.11 Summer Issue

Contents

- * Today's Political Situation Viewed Internationally Hiroshi Masujima

Special Article : East Asian Economy and Workers of Japan

- * Asia and Japan Today — From Emperor's Visit to China to Confrontation over Spratly Islands — Ryuji Sasaki
Motoo Furuta
* Recent Situation in Vietnam and Cambodia Hiromichi Ohbayashi
* Overseas Advance of Japanese Enterprises and Japanese Workers Yoshihiko Hara
* Solidarity with Workers of Asia

Information at Home and Abroad

- * My Impression of Social Security International Conference ; 50 years after Beveridge Masami Iwata
* Discussions at "The International Symposium for Ideal Taxi Transportation" — Problems of Deregulation, Issues for Ideal Regulation Reform — Tohru Sakurai
* Working people's Aspiration for Genuine Regional Development and Local Autonomy — Lessons from Experience at "Shikoku Festival" — Ryoichi Hashimoto

Report of Project and Study Groups

- * On Japanese Style Industrial Relations Shinichiro Kimoto

Forum

- * Relevance of "Measures for Environmental Problems" to Recesssion — Afterthought over Tripartite Talks carried in Quarterly No.10 — Hajime Okamoto

Book Review

- * "Theory of Construction Labour in Japan" by Yasuyuki Hippo Kinji Tokuda

Introduction of New Publications

- * "Eucalyptus Business" by Toshio Tasaka Junkichi Morii
* "Structure at Japanese Style Business Society" compiled by Research Institute for Basic Economic Science Minoru Fujita
* "Women and Social Security" compiled by Social Security Research Institute Naoyoshi Karakama
* "For Brightness in Our Life—A Period of Transition Now" by Tatsuo Ozawa and Others Ichiro Katoh